

市第 160 号議案

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 12 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第10項中「平成24年12月横浜市条例第77号」の次に「。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。」を加え、同条に次の 2 項を加える。

11 指定介護老人福祉施設に横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第91条第 1 項に規定する指定通所介護事業所、指定居宅サービス基準条例第 135 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援

の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）第117条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準等条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 12 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第6条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムそ

の他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条の2中「医師」の次に「及び第33条第1項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第25条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。以下「協力医療機関」という。）を定めておかなければならない。この場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たすこととするために、複数の協力医療機関を定めることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医

療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第34条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に行うなければならない。

第42条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第56条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項第3号中「又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「第34条第1項に規定する協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項

を次のように改める。

介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。以下「協力医療機関」という。）を定めておかなければならない。この場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たすこととするために、複数の協力医療機関を定めることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第 2 項を第 6 項とし、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114 号）第 6 条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定す

る指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。) の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条第 1 項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、第 1 項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第40条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の 3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催

しなければならない。

第42条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年3月横浜市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「第34条第1項に規定する協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。以下「協力医療機関」という。）を定めておかなければならない。この場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たすこととするために、複数の協力医療機関を定めることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医

療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策

を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

。

第42条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える

。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第73号）の一部を次のように改正する

。

第10条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第13条第1項第4号ア中「一般入所者（入所者であって、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）第220条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サ

ービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）第 208 条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）」を「入所者」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、「及び一般入所者」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「、第 2 項、第 8 項」を削り、「第10 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項ただし書中「同一敷地内にある」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を削り、同条第 7 項中「又は第 2 項第 1 号イ」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 8 項を削り、同条第 9 項中「又は第 2 項第 2 号イ」を削り、同項を同条第 6 項とし、同条第10項中「又は第 2 項第 3 号」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第 7 項とし、同条第11項を同条第 8 項とし、同条第12項を削る。

第23条第 3 項を削る。

第26条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。以下「協力医療機関」という。）を定めておかななければならない。この場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たすこと

とするために、複数の協力医療機関を定めることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第26条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければな

らない。

- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

別表を削る。

(横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 5 条 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の 2」を「第32条の 3」に改める。

第10条第 2 項第 2 号から第 5 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第12条に次の 1 項を加える。

- 8 特別養護老人ホームに横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第91条第 1 項に規定する指定通所介護事業所、指定居宅サービス基準条例第 135 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所若しくは横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）第 117 条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）、

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準等条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号。以下「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第23条の2中「医師」の次に「及び第28条第1項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第24条第2項中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第28条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。以下「協力医療機関」という。）を定めておかなければならない。この場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たすこととするために、複数の協力医療機関を定めることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第28条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協

定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第2章中第32条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第32条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的
に開催しなければならない。

第41条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える

。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第43条中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第46条第11項中「横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第135条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）第117条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）」を「指定短期入所生活介護事業所等」に改め、同条第12項中「指定居宅サービス等基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に、「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準等条例」に、「横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号。以下「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例」という。）」を「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例」に改める。

第49条中「、第32条の2、第34条」を「から第32条の3まで、第34条」に、「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に、「、

第32条の2、第35条」を「から第32条の3まで、第35条」に改める。

(横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「横浜市」を「市町村(特別区を含む。以下同じ。)」に改める。

第10条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第12条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第13条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第28条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職

員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

- (2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第29条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、原則として、第1項に規定する重要事項

を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第33条第2項中「横浜市が派遣する」を「市町村等が派遣する」に、「横浜市が実施する」を「市町村が実施する」に改める。

第35条第1項中「、交付」及び「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則第5項中「横浜市」を「市町村」に改める。

附則第16項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第7条 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第257条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- (5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第34条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第42条第2項中「第5号」を「第6号」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同

項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 24 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
第 45 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 49 条中第 6 号を第 9 号とし、第 5 号を削り、同条第 4 号中「もの」の次に「とし、これらの者のうち 1 人を当該指定訪問入浴介護の提供の責任者」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条中第 3 号を第 7 号とし、第 2 号の次に次の 4 号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第 53 条第 1 項第 1 号中「次条において準用する第 32 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 1 号」の次に「及び第 3 号から第 5 号まで」を加え、「5 年間」を「2 年間」に改め

、「から第 4 号まで」を削り、「2 年間」を「5 年間」に改め、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 第 49 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録第 57 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 63 条中第 5 号を第 9 号とし、第 4 号を第 8 号とし、第 3 号を第 7 号とし、第 2 号の次に次の 4 号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第 69 条第 2 項中「第 3 号まで及び第 5 号から第 7 号」を「第 4

号まで及び第6号から第8号」に、「第4号」を「第5号」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第63条第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
第72条第1項第2号中「(以下「理学療法士等」という。)」を削り、同条第3項中「第71条第1項」の次に「から第3項まで」を加え、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。)第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第76条中「理学療法士等が」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が」に改め、同条第5号中「理学療法士等」を「理学

療法士、作業療法士、言語聴覚士」に改め、「指定居宅サービス等をいう」の次に「。第 237 条第 2 号及び第 253 条第 2 号において同じ」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条中第 4 号を第 8 号とし、第 3 号を第 7 号とし、第 2 号の次に次の 4 号を加える。

- (3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第 77 条第 1 項中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第 3 項中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同条第 5 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビ

リテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第79条第2項中「及び第3号から第5号」を「、第2号及び第4号から第6号」に、「第2号」を「第3号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第76条第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第80条中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第86条第1項中第7号を第11号とし、第4号から第6号までを4号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の4号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない

。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

- (7) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第86条第2項中第7号を第11号とし、第3号から第6号までを4号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第86条第3項中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得

ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第88条第2項中「第1号」の次に「及び第3号から第5号まで」を加え、「5年間」を「2年間」に改め、「から第4号まで」を削り、「2年間」を「5年間」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第86条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第92条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第96条中第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第 103 条第 2 項中「及び第 3 号から第 5 号まで」を「から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号」に、「第 2 号」を「第 4 号」に改め、同項第 5 号を削り、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 1 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) 第 96 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
- (3) 前条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 107 条中「第 103 条第 2 項第 2 号」を「第 103 条第 2 項第 4 号」に、「同項第 3 号」を「同項第 5 号」に、「同項第 4 号」を

「同項第 6 号」に改める。

第 124 条第 5 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 指定通所リハビリテーション事業所が法第 72 条第 1 項の規定により法第 41 条第 1 項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第 2 条又は介護医療院基準第 4 条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 127 条中第 5 号を第 9 号とし、第 4 号を第 8 号とし、第 3 号を第 7 号とし、第 2 号の次に次の 4 号を加える。

- (3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第 128 条第 1 項中「通所リハビリテーション従業者」を「医師

及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）」に改め、同条第 3 項中「通所リハビリテーション従業者」を「医師等の従業者」に改め、同条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「通所リハビリテーション従業者」を「医師等の従業者」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第 132 条第 2 項中「及び第 3 号から第 5 号」を「、第 2 号及び第 4 号から第 6 号」に、「第 2 号」を「第 3 号」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 第 127 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
第 136 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 142 条第 4 項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に

改め、同条第 5 項中「その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）」を「身体的拘束等の態様等」に改め、同条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 153 条の次に次の 1 条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第 153 条の 2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第 156 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 163 条中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項の次に次の 1 項を加える。

10 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 168 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 172 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「前 2 号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 173 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項中第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 2 項中「前項第 3 号及び第 4 号」を「前項第 2 号及び第 3 号」に改める。

第 174 条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第 4 条第 2 項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第 176 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 184 条第 2 号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第 185 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 189 条第 1 項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するも

のに限る。)を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第174条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第191条第5項中「短期入所療養介護従業者」を「ユニット型指定短期入所療養介護従業者」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第196条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 200 条に次の 1 項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第 2 号ア及び第 2 項第 2 号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第 219 条において準用する第 153 条の 2 に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及び介護サービスの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第 201 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 210 条の次に次の 1 条を加える。

(口腔衛生の管理)

第 210 条の 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第 216 条中第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 利用者の病状が急変した場合等において、協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項にお

いて「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第218条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第219条中「及び第146条」を「、第146条及び第153条の2」に改める。

第223条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第229条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第230条中「第209条まで」の次に「、第210条の2」を加える。

第233条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第237条中第6号を第11号とし、第5号を第10号とし、第4号

を第 5 号とし、同号の次に次の 4 号を加える。

- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (7) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (8) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (9) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第 237 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 福祉用具及び法第 8 条第 13 項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものと

する。

第 238 条第 1 項中「内容等」を「内容、第 5 項に規定するモニタリングを行う時期等」に改め、同条第 6 項を同条第 8 項とし、同条第 5 項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項の次に次の 2 項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から 6 月を経過するまでの間に少なくとも 1 回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第 243 条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、第 1 項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第 244 条第 2 項中「、第 2 号及び第 4 号から第 6 号」を「から第 3 号まで及び第 5 号から第 7 号」に、「第 3 号」を「第 4 号」に改め、同項第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め

、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 第 237 条第 7 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録第 248 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 253 条中第 4 号を第 10 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同号の次に次の 5 号を加える。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(8) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(9) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合

には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第 253 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第 254 条に次の 1 項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第 255 条第 2 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 253 条第 7 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
第 257 条第 1 項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚
によっては認識することができない方式で作られる記録であって
、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を
削る。

（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の
基準等に関する条例の一部改正）

第 8 条 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営
等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号）の一
部を次のように改正する。

第 7 条第 5 項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第 6
項ただし書中「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第 8 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムそ
の他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておく
ことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式
、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない
方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に
供されるものをいう。第 194 条第 1 項において同じ。）に係る記
録媒体をいう。）」に改める。

第25条中第 9 号を第13号とし、第 8 号を第12号とし、第 7 号の
次に次の 4 号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって
は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する
ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者

の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- (10) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (11) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第35条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第43条第2項中「第8号」を「第9号」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第8号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に

規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 第 25 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
第 48 条第 4 項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とする。

第 49 条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第 52 条中第 7 号を第 11 号とし、第 6 号を第 10 号とし、第 5 号を第 9 号とし、第 4 号の次に次の 4 号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(8) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第 59 条第 2 項中「及び第 3 号から第 5 号」を「、第 2 号及び第 4 号から第 6 号」に、「第 2 号」を「第 3 号」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め

、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 第 52 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録第 60 条の 4 ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 60 条の 9 中第 7 号を第 11 号とし、第 6 号を第 10 号とし、第 5 号を第 9 号とし、第 4 号の次に次の 4 号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(8) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第 60 条の 19 第 2 項中「第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号」を「第 4 号まで、第 6 号及び第 7 号」に、「第 4 号」を「第 5 号」に改め、同項第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定に

よる」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第60条の20の4中「第60条の19第2項第4号」を「第60条の19第2項第5号」に、「同項第5号」を「同項第6号」に、「同項第6号」を「同項第7号」に改める。

第60条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の30中第6号を第10号とし、第3号から第5号までを4号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければなら

ない。

第60条の37第2項中「、第2号及び第4号から第7号」を「から第3号まで及び第5号から第8号」に、「第3号」を「第4号」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第63条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第2項中「介護保険施設若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第67条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、第5号を第9号とし、第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (7) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はそ

の家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

- (8) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第80条第2項中「及び第3号から第6号」を「、第2号及び第4号から第7号」に、「第2号」を「第3号」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第83条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第84条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時

対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは介護予防・日常生活支援総合事業(第1号介護予防支援事業を除く。)」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第93条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下この条及び第109条第2項第3号において「身体的拘束等の態様等」という。)」を「身体的拘束等の態様等」に改め、同条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第108条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担

軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 108 条の 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に行う開催しなければならない。

第 109 条第 2 項中「第 4 号」を「第 3 号」に、「第 6 号」を「第 5 号」に、「第 5 号」を「第 4 号」に改め、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 4 号を削り、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 8 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項に次の 1 号を加える。

(8) 次条において準用する第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第 113 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第 119 条第 6 項中「その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下この条及び第 129 条第

2 項第 3 号において「身体的拘束等の態様等」という。) 」を「身体的拘束等の態様等」に改める。

第 123 条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 127 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114 号）第 6 条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努め

なければならない。

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第 129 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 130 条中「及び第 106 条」を「、第 106 条及び第 108 条の 2」に改める。

第 132 条第 7 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条に次の 1 項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第 2 号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

- (1) 第 151 条において準用する第 108 条の 2 に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及び介護サービスの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 複数の種類の介護機器を活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第 133 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 140 条第 5 項中「その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下この条及び第 150 条第 2 項第 3 号において「身体的拘束等の態様等」という。）」を「身体的拘束等の態様等」に改める。

第 148 条第 2 項中「地域密着型特定施設従業者」を「当該指定地域密着型特定施設の従業者」に改める。

第 149 条中第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない

- 。
- (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - (3) 利用者の病状が急変した場合等において、協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
 - 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるよ

うに努めなければならない。

第 150 条第 2 項第 2 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 151 条中「及び第 100 条」を「、第 100 条及び第 108 条の 2」に改める。

第 153 条第 8 項第 3 号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第 159 条第 7 項中「その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下この条、第 169 条第 5 号及び第 178 条第 2 項第 3 号において「身体的拘束等の態様等」という。）」を「身体的拘束等の態様等」に改める。

第 167 条の 2 中「入所者の」を「入居者の」に改め、「医師」の次に「及び第 174 条第 1 項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1 年に 1 回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第 168 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 169 条第 5 号を次のように改める。

(5) 第 159 条第 7 項の規定による身体的拘束等の態様等の記録を行うこと。

第 169 条第 6 号を削り、同条第 7 号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条に次の 1 号を加える。

- (7) 第 179 条において準用する第 39 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

第 171 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 174 条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。以下この章において「協力医療機関」という。）を定めておかななければならない。この場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たすこととするために、複数の協力医療機関を定めることができる。

- (1) 入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入居者の病状が急変した場合等において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関そ

その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第 174 条中第 2 項を第 6 項とし、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第 178 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 179 条中「及び第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで」を「、第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで及び第 108 条の 2」に改める。

第 180 条中「施行規則第 17 条の 12 に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第 8 条第 23 項第 1 号に規定するもの」に改める。

第 181 条第 7 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 182 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 7 項各号に掲げる施設等」を削る。

第 187 条第 1 号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同項第 6 号中「その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下この条及び第 191 条第 2 項第 4 号において「身体的拘束等の態様等」という。）」を「身体的拘束等の態様等」に改め、同条中第 13 号を第 14 号とし、第 7 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 191 条第 2 項第 4 号及び第 6 号から第 9 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 192 条中「及び第 108 条」を「、第 108 条及び第 108 条の 2」に改める。

第 194 条第 1 項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 9 条 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「地域包括支援センターをいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第 5 条第 2 項中「数が35」を「数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 115 条の23第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利

用者の数に3分の1を乗じて得た数を加えた数。次項において同じ。)が44」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項と

し、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の4号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない

。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

(2)の4 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(2)の5 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第16条第13号の2中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問して利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項につ

いて主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第32条第2項中「第2号」を「第3号」に、「第3号から第5号」を「第2号及び第4号から第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第33条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚に

よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正）

第10条 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第45条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第46条の2第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第247条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第50条の4の見出しを「（掲示等）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第51条第2項中「第4号」を「第5号」に改め、同項各号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の1号を加え

る。

(5) 第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
第54条中第6号を第9号とし、第5号を削り、同条第4号中「
もの」の次に「とし、これらの者のうち1人を当該指定介護予防
訪問入浴介護の提供の責任者」を加え、同号を同条第8号とし、
同条中第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用
者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ
を得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限
する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはなら
ない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際
の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「
身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない
い。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はそ
の家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない
。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすること
が困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合
には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又
はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない
ない。

第57条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「第7号」を「第8号」に改め、同項第1号か

ら第 4 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 7 号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「第 68 条第 11 号」を「第 68 条第 15 号」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 第 68 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
第 68 条第 15 号中「及び第 10 号から第 14 号」を「、第 9 号及び第 14 号から前号」に改め、同号を同条第 19 号とし、同条第 14 号中「第 12 号」を「第 16 号」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条中第 8 号から第 13 号までを 4 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 4 号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(10) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(11) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第 69 条第 4 項中「前条第 15 号」を「前条第 19 号」に改める。

第 71 条第 1 項第 2 号中「（以下「理学療法士等」という。）」

を削り、同条第3項中「第72条第1項に規定する人員」を「第72条第1項から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。第105条第5項において「介護老人保健施設基準」という。）第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。第105条第5項において「介護医療院基準」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第75条第2項中「第5号」を「第6号」に改め、同項第1号から第4号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 第78条第11号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第76条中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第78条中「理学療法士等が」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が」に改め、同条第1号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」に、「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する

介護支援専門員」を、「指定介護予防サービス等をいう」の次に「。第 233 条第 4 号及び第 245 条第 3 号において同じ」を加え、同条第 2 号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第 4 号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同条第 14 号中「第 12 号」を「第 17 号」に改め、同号を同条第 19 号とし、同条第 13 号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条第 12 号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同号を同条第 17 号とし、同条第 11 号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同号を同条第 16 号とし、同条第 10 号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同号を同条第 15 号とし、同条中第 9 号を第 14 号とし、第 8 号を第 9 号とし、同号の次に次の 4 号を加える。

- (10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (12) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

- (13) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第78条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第84条第2項中「第4号」を「第5号」に改め、同項各号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 第87条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

第87条第1項中第7号を第11号とし、第4号から第6号までを4号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない

。

- (4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第87条第2項中第7号を第11号とし、第3号から第6号までを4号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又

はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第87条第3項中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第105条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基

準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 110 条第 2 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同項第 1 号から第 4 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 第 113 条第 11 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
第 113 条第 2 号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」を「医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下この節において「医師等の従業者」という。）」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」を「医師等の従業者」に改め、同条第 13 号中「第 11 号」を「第 16 号」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条第 12 号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」を「医師等の従業者」に改め、同号を同条第 17 号とし、同条第 11 号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」を「医師等の従業者」に改め、同号を同条第 16 号とし、同条第 10 号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」を「医師等の従業者」に改め、同号を同条第 15 号とし、同条中第 9 号を第 14 号とし、第 8 号を第 9 号とし、同号の次に次の 4 号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記

録しなければならない。

- (12) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (13) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第 113 条中第 7 号を第 8 号とし、同条第 6 号中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」を「医師等の従業者」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第 118 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 124 条第 1 項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第 2 項中「その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）」を「身体的拘束等の態様等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 127 条第 2 項中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第 2 項に規定する介護支援専門員」を加える。

第 128 条の次に次の 1 条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第 128 条の 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第 131 条第 2 項第 1 号から第 5 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 132 条中「第50条の 8 まで」を「第50条の 9 まで（同条第 2 項を除く。）」に改める。

第 147 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 156 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「前 2 号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 157 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項中第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 2 項中「前項第 3 号及び第 4 号」を「前項第 2 号及び第 3 号」に改める。

第 158 条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第 412 号）第 4 条第 2 項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第 160 条に次の 1 項を加える。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 162 条第 2 号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第 163 条第 2 項第 1 号から第 5 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 164 条中「、第50条の8」を「から第50条の9まで（同条第2項を除く。）」に改める。

第 174 条第 1 項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「第 189 条第 1 項に規定する設備」を「第 189 条第 1 項及び第 2 項に規定する設備」に、「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として

必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第 177 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 186 条に次の 1 項を加える。

- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第 2 号ア及び第 2 項第 2 号アの規定の適用については、これらの規定中「1 以上」とあるのは、「0.9 以上」とする。

- (1) 第 200 条において準用する第 128 条の 2 に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及び介護サービスの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

- (2) 複数の種類の介護機器を活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負

担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第 187 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 193 条の次に次の 1 条を加える。

(口腔衛生の管理)

第 193 条の 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第 197 条中第 2 項を第 7 項とし、同条第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 利用者の病状が急変した場合等において、協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保してい

ること。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第199条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第200条中「第50条の11まで（第50条の9第2項を除く。）」

を「第50条の8まで、第50条の10から第50条の11まで」に改め、「第108条の4」の次に「、第128条の2」を加える。

第211条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第216条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第217条中「第50条の11まで（第50条の9第2項を除く。）」を「第50条の8まで、第50条の10から第50条の11まで」に改め、「から第194条まで」を「、第193条、第194条」に改める。

第221条第1項中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」を加える。

第222条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第229条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第230条第2項中「第6号」を「第7号」に改め、同項第1号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第233条第9号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
第233条中第7号を第12号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の4号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ

を得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (9) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (10) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (11) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第 233 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 福祉用具及び法第 8 条の 2 第 11 項に規定する特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第 234 条第 1 項中「期間等」を「期間、第 5 項に規定するモニタリングを行う時期等」に改め、同条第 5 項に次のただし書を加

える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から 6 月を経過するまでの間に少なくとも 1 回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第 237 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 242 条第 2 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同項第 1 号から第 4 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 第 245 条第 8 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
第 243 条中「第 229 条第 3 項」を「第 229 条第 4 項」に改める

。

第 245 条中第 5 号を第 11 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同号の次に次の 5 号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする

。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない

。

- (8) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (9) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (10) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第 245 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第 246 条に次の 1 項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第 247 条第 1 項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正）

第11条 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第 2 項中「附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」及び「。第45条第 6 項において同じ」を削る。

第11条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第93条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第33条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、第 1 項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。
第 41 条第 2 項中「第 6 号」を「第 7 号」に改め、同項第 1 号から第 4 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(7) 第 43 条第 11 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
第 43 条第 14 号中「第 12 号」を「第 16 号」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条中第 13 号を第 17 号とし、第 10 号から第 12 号までを 4 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 4 号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

(12) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(13) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又

はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第45条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第46条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第56条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行

為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第 2 項中「その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）」を「身体的拘束等の態様等」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 65 条の次に次の 1 条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第 65 条の 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

) を定期的に行なうしなければならない。

第66条第2項中「、第2号」を「から第3号まで」に、「第4号」を「第5号」に、「第3号」を「第4号」に改め、同項中第3号を削り、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的な指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容等の記録

第66条第2項第5号を削り、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項に次の1号を加える。

(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第74条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第81条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第85条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない

- - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第87条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第88条中「及び第63条」を「、第63条及び第65条の2」に改める。

第93条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正）

第12条 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 6 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第 140 条の66第 1 号イ③に規定する主任介護支援専門員をいう。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第 1 項に規定する管理者とすることができる。
- 4 第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
 - (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第 7 条第 2 項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第 3 項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下同じ。）」を加え、同条第 4 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法

により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を文書により得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「次章」の次に「（第33条第29号を除く。）」を加える。

第24条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、第1項に規定する

重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

第31条第2項中「第2号」を「第6号」に、「第3号」を「第2号」に改め、同項第1号オ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項に次の2号を加える。

- (5) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様等の記録
- (6) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス等事業者との連絡調整に関する記録

第33条第2号の次に次の4号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- (2)の4 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければなら

ない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

- (2)の5 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

第33条第16号ア中「及び当該指定介護予防支援の評価期間が終了する月並びに当該利用者の状況に著しい変化があったときは、当該利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回は利用者の居宅を訪問して面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができる。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第36条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(令和3年3月横浜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

(虐待の防止の措置に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 9 年 3 月 31 日までの間、第 8 条の規定による改正後の横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「新指定居宅サービス基準条例」という。）第 3 条第 3 項（新指定居宅サービス基準条例第 82 条第 1 項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第 40 条の 2（新指定居宅サービス基準条例第 89 条において準用する場合に限る。）並びに第 11 条の規定による改正後の横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。）第 3 条第 3 項（新指定介護予防サービス基準条例第 80 条第 1 項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第 50 条の 10 の 2（新指定介護予防サービス基準条例第 85 条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、新指定居宅サービス基準条例第 87 条及び新指定介護予防サービス基準条例第 83 条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、新指定居宅サービス

基準条例第32条の2（新指定居宅サービス基準条例第89条において準用する場合に限る。）及び新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2（新指定介護予防サービス基準条例第85条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、新指定居宅サービス基準条例第32条の2第1項及び新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新指定居宅サービス基準条例第32条の2第2項及び新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新指定居宅サービス基準条例第32条の2第3項及び新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「指定介護老人福祉施設基準等条例」という。）第6条第2項第2号及び第56条第1項の改正規定、第2条中横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第7条第2項第2号及び第55条第1項の改正規定、第3条中横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「介護医療院基準条例」という。）

）第 7 条第 2 項第 2 号及び第 55 条第 1 項の改正規定、第 4 条中横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「養護老人ホーム基準条例」という。）第 13 条第 1 項第 4 号アの改正規定、同条第 2 項を削る改正規定、同条第 3 項の改正規定、同項を同条第 2 項とする改正規定、同条第 4 項の改正規定、同項を同条第 3 項とする改正規定、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を削る改正規定、同条第 7 項の改正規定、同項ただし書を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 8 項を削る改正規定、同条第 9 項の改正規定、同項を同条第 6 項とする改正規定、同条第 10 項の改正規定、同項ただし書を削り、同項を同条第 7 項とし、同条第 11 項を同条第 8 項とし、同条第 12 項を削る改正規定、第 23 条第 3 項を削る改正規定及び別表を削る改正規定、第 6 条中横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「軽費老人ホーム基準条例」という。）第 3 条第 3 項、第 13 条第 3 項第 2 号、第 33 条第 2 項、第 35 条第 1 項及び附則第 5 項の改正規定、第 7 条中横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第 9 条第 2 項第 2 号、第 53 条第 1 項第 1 号、第 72 条第 1 項第 2 号及び第 76 条の改正規定、同条第 5 号の改正規定（「理学療法士等を」を「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」に改める部分に限る。）、第 77 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の改正規定、第 80 条の改正規定、第 128 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の改正規定並びに第 257 条第 1 項の改正規定、第 8 条中横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（以下「指定

地域密着型サービス基準等条例」という。) 第10条第2項第2号及び第148条第2項の改正規定、第167条の2の改正規定(「入所者の」を「入居者の」に改める部分に限る。)並びに第194条第1項の改正規定、第9条中横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例(以下「指定居宅介護支援基準条例」という。)第7条第4項第2号及び第33条第1項の改正規定、第10条中横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(以下「指定介護予防サービス基準条例」という。)第46条の2第2項第2号、第71条第1項第2号及び第76条の改正規定、第78条の改正規定(「理学療法士等が」を「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が」に改める部分に限る。)、同条第1号の改正規定(「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」に改める部分に限る。)、同条第2号、第4号、第5号及び第10号から第13号までの改正規定、第113条第2号から第5号まで及び第10号から第12号までの改正規定並びに第132条、第164条及び第247条第1項の改正規定、第11条中横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第12条第2項第2号及び第93条第1項の改正規定並びに第12条中横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(以下「指

定介護予防支援等基準条例」という。) 第 7 条第 4 項第 2 号及び第 36 条第 1 項の改正規定 公布の日

- (2) 第 7 条中指定居宅サービス基準条例第 57 条第 1 項ただし書の改正規定、第 63 条の改正規定、第 69 条第 2 項の改正規定、第 72 条第 3 項の改正規定、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に 1 項を加える改正規定、第 76 条第 5 号の改正規定（「理学療法士等」を「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」に改める部分を除く。）、同号を同条第 9 号とし、同条中第 4 号を第 8 号とし、第 3 号を第 7 号とし、第 2 号の次に 4 号を加える改正規定、第 77 条第 5 項の改正規定、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に 1 項を加える改正規定、第 79 条第 2 項の改正規定、第 86 条の改正規定、第 88 条第 2 項の改正規定、第 124 条第 5 項の改正規定、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に 1 項を加える改正規定、第 127 条の改正規定、第 128 条第 6 項の改正規定、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とする改正規定、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に 1 項を加える改正規定及び第 132 条第 2 項の改正規定並びに第 10 条中指定介護予防サービス基準条例第 57 条第 1 項ただし書の改正規定、第 65 条第 2 項の改正規定、第 68 条の改正規定、第 69 条第 4 項の改正規定、第 71 条第 3 項の改正規定、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に 1 項を加える改正規定、第 75 条第 2 項の改正規定、第 78 条第 14 号の改正規定、同号を同条第 19 号とする改正規定、同条第 13 号を同条第 18 号とする改正規定、同条第 12 号を同条第 17 号とする改正規定、同条第 11 号を同条第 16 号とする改正規定、同条第 10 号

を同条第15号とし、同条中第9号を第14号とし、第8号を第9号とし、同号の次に4号を加える改正規定、同条中第7号を第8号とする改正規定、同条第6号の改正規定、同号を同条第7号とする改正規定、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に1号を加える改正規定、第84条第2項の改正規定、第87条の改正規定、第105条第5項の改正規定、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に1項を加える改正規定、第110条第2項の改正規定、第113条第13号の改正規定、同号を同条第18号とする改正規定、同条第12号を同条第17号とする改正規定、同条第11号を同条第16号とする改正規定、同条第10号を同条第15号とし、同条中第9号を第14号とし、第8号を第9号とし、同号の次に4号を加える改正規定、同条中第7号を第8号とする改正規定、同条第6号の改正規定、同号を同条第7号とする改正規定及び同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に1号を加える改正規定 令和6年6月1日

(重要事項の掲示等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設基準等条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準等条例」という。）第34条第3項（新指定介護老人福祉施設基準等条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の介護老人保健施設基準条例（

以下「新介護老人保健施設基準条例」という。) 第35条第3項(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の介護医療院基準条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第35条第3項(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、第6条の規定による改正後の軽費老人ホーム基準条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)第29条第3項(新軽費老人ホーム基準条例附則第30項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、第7条の規定による改正後の指定居宅サービス基準条例(以下「新指定居宅サービス基準条例」という。)第34条第3項(新指定居宅サービス基準条例第42条の4、第54条、第70条、第80条、第89条、第104条、第107条、第133条、第157条(新指定居宅サービス基準条例第170条において準用する場合を含む。))、第170条の4、第186条(新指定居宅サービス基準条例第198条において準用する場合を含む。))、第219条及び第230条において準用する場

合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定居宅サービス基準条例第243条第3項(新指定居宅サービス基準条例第256条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、第8条の規定による改正後の指定地域密着型サービス基準等条例(以下「新指定地域密着型サービス基準等条例」という。)第35条第3項(新指定地域密着型サービス基準等条例第60条、第60条の20、第60条の20の4、第60条の38、第81条、第110条、第130条、第151条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、第9条の規定による改正後の指定居宅介護支援基準条例第25条第3項の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、第10条の規定による改正後の指定介護予防サービス基準条例(以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。)第50条の4第3項(新指定介護予

防サービス基準条例第66条、第76条、第85条、第 111 条、第 132 条（新指定介護予防サービス基準条例第 149 条において準用する場合を含む。）、第 154 条の 4、第 164 条（新指定介護予防サービス基準条例第 179 条において準用する場合を含む。）、第 200 条及び第 217 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、第 1 項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定介護予防サービス基準条例第 229 条第 3 項（新指定介護予防サービス基準条例第 243 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、第 1 項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、第11条の規定による改正後の指定地域密着型介護予防サービス基準条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第33条第 3 項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、第 1 項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」と、第12条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第24条第 3 項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の

適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、第 1 項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、新指定居宅サービス基準条例第 142 条第 8 項（新指定居宅サービス基準条例第 170 条の 4 において準用する場合を含む。）、第 163 条第 10 項、第 176 条第 8 項及び第 191 条第 10 項、新指定地域密着型サービス基準等条例第 93 条第 7 号及び第 187 条第 7 号、新指定介護予防サービス基準条例第 124 条第 5 項（新指定介護予防サービス基準条例第 149 条及び第 154 条の 4 において準用する場合を含む。）及び第 160 条第 5 項（新指定介護予防サービス基準条例第 179 条において準用する場合を含む。）並びに新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 54 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第 40 条の 3（新指定介護老人福祉施設基準等条例第 54 条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第 40 条の 3（新介護老人保健施設基準条例第 54 条において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準条例第 40 条の 3（新介護医療院基準条例第 54 条において準用する場合を含む。）、第 5

条の規定による改正後の横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第32条の3（新特別養護老人ホーム基準条例第43条及び第49条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス基準条例第153条の2（新指定居宅サービス基準条例第170条、第170条の4、第186条（新指定居宅サービス基準条例第198条において準用する場合を含む。）及び第219条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型サービス基準等条例第108条の2（新指定地域密着型サービス基準等条例第130条、第151条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス基準条例第128条の2（新指定介護予防サービス基準条例第149条、第154条の4、第164条（新指定介護予防サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。）及び第200条において準用する場合を含む。）及び新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置）

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定居宅サービス基準条例第210条の2（新指定居宅サービス基準条例第230条において準用する場合を含む。）及び新指定介護予防サービス基準条例第193条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

6 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第 33 条第 1 項（新指定介護老人福祉施設基準等条例第 54 条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第 34 条第 1 項（新介護老人保健施設基準条例第 54 条において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準条例第 34 条第 1 項（新介護医療院基準条例第 54 条において準用する場合を含む。）、第 4 条の規定による改正後の養護老人ホーム基準条例第 26 条第 1 項、新特別養護老人ホーム基準条例第 28 条第 1 項（新特別養護老人ホーム基準条例第 43 条及び第 49 条において準用する場合を含む。）及び新指定地域密着型サービス基準等条例第 174 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い関係規定の整備を図る等のため、横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基
準等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（従業者の員数）

第 4 条 （第 1 項から第 9 項まで省略）

10 第 1 項第 1 号の医師及び同項第 6 号の介護支援専門員の数は、
サテライト型居住施設（横浜市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市
条例第 77 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という

一）第 153 条第 4 項に規定するサテライト型居住施設をいう。以
下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同
じ。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型
居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、
指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施
設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

11 指定介護老人福祉施設に横浜市指定居宅サービスの事業の人員
、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第
76 号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第 91 条第 1
項に規定する指定通所介護事業所、指定居宅サービス基準条例第
135 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は横浜市
指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予
防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準
に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 78 号）第 117 条第 1 項
に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定地域密着

型サービス基準等条例第 60 条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準等条例第 62 条第 1 項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 79 号）第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 12 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第 6 条 （第 1 項省略）

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5

項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

（第1号省略）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

（第3項から第6項まで省略）

（緊急時等の対応）

第24条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師及び第33条第1項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理 者 に よ る 管 理)

第 25 条 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 の 管 理 者 は、 専 ら 当 該 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 の 職 務 に 従 事 す る 常 勤 の 者 で な け れ ば な ら ない。 た だ し、 当 該 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 の 管 理 上 支 障 が ない 場 合 は、 同一敷地内にある 他 の 事 業 所、 施 設 等 又 は 当 該 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 の サ テ ラ イ ト 型 居 住 施 設 の 職 務 に 従 事 す る こ と が で き る。

(協 力 医 療 機 関 等)
(協 力 病 院 等)

第 33 条 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 は、 入 所 者 の 病 状 の 急 変 等 に 備 え る 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 は、 入 院 治 療 を 必 要 と す る 入 所 者 の た め、 あ ら か じ め、 次 の 各 号 に 掲 げ る 要 件 を 満 た す 協 力 医 療 機 関 た め に、 あ ら か じ め、 協 力 病 院 を 定 め て お か な け れ ば な ら ない。
(第 3 号 の 要 件 を 満 た す 協 力 医 療 機 関 に あ っ て は、 病 院 に 限 る。

以下「協力医療機関」という。) を 定 め て お か な け れ ば な ら ない。 こ の 場 合 に お い て、 当 該 各 号 に 掲 げ る 要 件 の 全 て を 満 た す こ と と す る た め に、 複 数 の 協 力 医 療 機 関 を 定 め る こ と が で き る。

(1) 入 所 者 の 病 状 が 急 変 し た 場 合 等 に お い て、 医 師 又 は 看 護 職 員 が 相 談 対 応 を 行 う 体 制 を 常 時 確 保 し て い る こ と。

(2) 当 該 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 か ら の 診 療 の 求 め が あ っ た 場 合 に お い て、 診 療 を 行 う 体 制 を 常 時 確 保 し て い る こ と。

(3) 入 所 者 の 病 状 が 急 変 し た 場 合 等 に お い て、 当 該 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 の 医 師 又 は 協 力 医 療 機 関 そ の 他 の 医 療 機 関 の 医 師 が 診 療 を 行 い、 入 院 を 要 す る と 認 め ら れ た 入 所 者 の 入 院 を 原 則 と し て 受 け 入 れ る 体 制 を 確 保 し て い る こ と。

2 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 は、 1 年 に 1 回 以 上、 協 力 医 療 機 関 と の 間 で、 入 所 者 の 病 状 が 急 変 し た 場 合 等 の 対 応 を 確 認 す る と と も に、 協 力 医 療 機 関 の 名 称 等 を 市 長 に 届 け 出 な け れ ば な ら ない。

3 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 は、 感 染 症 の 予 防 及 び 感 染 症 の 患 者 に 対

する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

$\frac{6}{2}$ （本文省略）

（揭示等）

（揭示）

第34条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

（第2項省略）

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

（記録の整備）

第42条 （第1項省略）

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第3号から第6号までの記録についてはその完結の日から2年間、第2号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

（第1号省略）

- (2) 第12条第2項 の規定による提供した具体的な指定介護福祉施設サービスの内容等の記録
- (3) 第15条第5項 の規定による身体的拘束等の態様等の記録
- (4) 第24条 の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第38条第2項 の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第40条第3項 の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（勤務体制の確保等）

第52条 (第1項から第4項まで省略)

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

$\frac{6}{5}$ (本文省略)

(電磁的記録等)

第56条 指定介護老人福祉施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第9条第1項(第54条において準用する場合を含む。))及び第12条第1項(第54条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式) その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(第2項省略)

横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(抜粋)

($\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$)

(従業者の員数)

第4条 (第1項から第5項まで省略)

6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト

型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

（第7項省略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 （第1項省略）

- 2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方

法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

（第1号省略）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる其他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

（第3項から第6項まで省略）

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第19条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、第34条第1項に規定する協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

（第2項から第4項まで省略）

（管理者による管理）

第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理

者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第132条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準等条例第153条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（協力医療機関等）

（協力病院）

第34条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため
介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため
、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第
、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。
3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。以下

「協力医療機関」という。）を定めておかなければならない。こ
の場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たすこととす
るために、複数の協力医療機関を定めることができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員
が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合におい
て、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健
施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を
行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受
け入れる体制を確保していること。

- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

$\frac{6}{2}$ （本文省略）

（掲示等）
（掲示）

第35条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(第2項省略)

3 介護老人保健施設は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第42条 (第1項省略)

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号、第2号及び第4号から第7号までの記録についてはその完結の日から2年間、第3号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号省略)

(2) 第12条第4項 の規定による 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第13条第2項 の規定による 提供した具体的な介護保健施設サービスの内容等の記録

- (4) 第16条第5項 の規定による 身体的拘束等の態様等の記録
に規定する
 - (5) 第25条 の規定による 市町村への通知に係る記録
に規定する
 - (6) 第38条第2項 の規定による 苦情の内容等の記録
に規定する
 - (7) 第40条第3項 の規定による 事故の状況及び事故に際して採った
処置についての記録
- (勤務体制の確保等)

第52条 (第1項から第4項まで省略)

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に
係る研修を受講するよう努めなければならない。

$\frac{6}{5}$ (本文省略)

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条第1項(第54条において準用する場合を含む。)及び第13条第1項(第54条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(第2項省略)

横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条（第1項省略）

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

（第1号省略）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる其他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの

をいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう

ををもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

（第3項から第6項まで省略）

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、第34条第1項に規定する協力医療機関その他適当な病院協力病院

若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

(管理者による管理)

第 26 条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号）第 132 条第 4 項ただし書に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第 153 条第 4 項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

(協力病院)

第 34 条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第 3 号の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。

要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。以下「協力医療機関」という。）を定めておかなければならない。この場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たすこととするために、複数の協力医療機関を定めることができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の

医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

$\frac{6}{2}$ （本文省略）

（掲示等）
（掲示）

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければ

ならない。

(第 2 項省略)

3 介護医療院は、原則として、第 1 項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 40 条の 3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催しなければならない。

(記録の整備)

第 42 条 (第 1 項省略)

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間、第 3 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号省略)

(2) 第 12 条第 4 項 の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第 13 条第 2 項 の規定による提供した具体的な介護医療院サービスの内容等の記録

(4) 第 16 条第 5 項 の規定による身体的拘束等の態様等の記録

- (5) 第25条 の規定による市町村への通知に係る記録
に規定する
 - (6) 第38条第2項 の規定による苦情の内容等の記録
に規定する
 - (7) 第40条第3項 の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
に規定する
- (勤務体制の確保等)

第52条 (第1項から第4項まで省略)

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (本文省略)
5

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条第1項(第54条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(第54条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(第2項省略)

横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条

例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現行）

（記録の整備）

第10条（第1項省略）

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第3号から第5号までの記録についてはその完結の日から2年間、第2号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

（第1号省略）

(2) 第17条第3項 の規定による 提供した具体的な処遇の内容等の記録

(3) 第17条第5項 の規定による 身体的拘束等の態様等の記録

(4) 第28条第2項 の規定による 苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項 の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（職員の配置の基準）

第13条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める数の職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 支援員

- ア 常勤換算方法で、入所者
一般入所者（入所者であって、外部サー
ビス利用型指定特定施設入居者生活介護（横浜市指定居宅サ
ービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平
成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号）第 220 条に規定する外部サー
ビス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。
）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活
介護（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び
運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的
な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条
例第 78 号）第 208 条に規定する外部サービス利用型指定介護
予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の数が 15 又はその端
数を増すごとに 1 以上とすること。

（イ及び第 5 号から第 7 号まで省略）

- 2 前項（第 1 号、第 2 号、第 6 号及び第 7 号を除く。）の規定に
かかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の
7 割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人
ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職
員については、次に定めるところによる。

(1) 生活相談員

- ア 常勤換算方法で、1 に、入所者の数が 30 又はその端数を増
すごとに 1 を加えて得た数以上とすること。
- イ 生活相談員のうち入所者の数が 100 又はその端数を増すご
とに 1 人以上を主任生活相談員とすること。

(2) 支援員

ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。

イ 支援員のうち 1 人を主任支援員とすること。

(3) 看護職員

ア 入所者の数が 100 を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2 以上とすること。

イ 入所者の数が 100 を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2 に、入所者の数が 100 を超えて 100 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上とすること。

$\frac{2}{3}$ 前項の入所者及び一般入所者の数は、当該年度の前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

$\frac{3}{4}$ 第 1 項、第 2 項、第 8 項及び第 7 項、第 10 項の常勤換算方法とは、当該職員の勤務延べ時間数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

$\frac{4}{5}$ 第 1 項第 1 号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

6 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護

老人保健施設をいう。以下同じ。)、介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

$\frac{5}{7}$ 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)であつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

8 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。

$\frac{6}{9}$ 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。

$\frac{7}{10}$ 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。

$\frac{8}{11}$ (本文省略)

12 第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- (2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- (3) 病院 栄養士（病床数 100 以上の病院の場合に限る。）
- (4) 診療所 事務員その他の従業者
（生活相談員の責務）

第 23 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 前 2 項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあつては、主任支援員が前 2 項に掲げる業務を行うものとする。
(協力医療機関等)
(協力病院等)

第 26 条 養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のためにあらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。以下「協力医療機関」という。）を定めておかなければならない。この場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たすこととするために、複数の協力医療機関を定めることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員

が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

$\frac{6}{2}$ (本文省略)

別表 (第13条第2項第2号ア)

一般入所者の数	支援員の数
20以下	4
21以上30以下	5
31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8
61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上110以下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (抜粋)

($\frac{\text{上段 改正案}}{\text{下段 現 行}}$)

目次

(第1章省略)

第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 (第3

条 — $\frac{\text{第32条の3}}{\text{第32条の2}}$)

(第3章から第5章まで及び附則省略)

(記録の整備)

第10条 (第1項省略)

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第3号から第5号までの記録についてはその完結の日から2年間、第2号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号省略)

(2) 第16条第3項 の規定による 提供した具体的な処遇の内容等の記録

(3) 第16条第5項 の規定による 身体的拘束等の態様等の記録

(4) 第30条第2項 の規定による 苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項 の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(職員の配置の基準)

第12条 (第1項から第7項まで省略)

8 特別養護老人ホームに横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。)第91条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定居宅サービス基準条例第135条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所若しくは横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第78号)第117条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)、横浜市指定地域密着型

サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準等条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号。以下「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（緊急時等の対応）

第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師及び第28条第1項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行

い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(施設長の責務)

第24条 (第1項省略)

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条第32条の3までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(協力医療機関等)

(協力病院等)

第28条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(ために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。以下「協力医療機関」という。)を定めておかなければならない。

この場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たすことと

するために、複数の協力医療機関を定めることができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

$\frac{6}{2}$ （本文省略）

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第32条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなけ

なければならない。

(勤務体制の確保等)

第41条 (第1項から第4項まで省略)

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

$\frac{6}{5}$ (本文省略)

(準用)

第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2及び第27条から第32条の3までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第2号中「第16条第3項」とあるのは「第37条第5項」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第43条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の3まで」とあるのは「第35条及び第37条から第42条まで並びに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2及び第27条から第32条の3まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第46条 (第1項から第10項まで省略)

11 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等横浜市指定居宅サービス事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24

年 12 月 横浜市 条例 第 76 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」
 という。) 第 135 条 第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業
 所又は横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
 、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の
 方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月 横浜市 条例 第 78 号）第
 117 条 第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（
 以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される
 場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師につ
 いては、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの医師に
 より当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適
 切に行われると認められるときは、これを置かないことができる
 。

- 12 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス
指定居宅サービス
基準条例
等基準条例 第 91 条 第 1 項に規定する指定通所介護事業所、指定短
 期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準等条例
横浜市指定地域密着型サービスの事
業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 横
 浜市 条例 第 77 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」と
 いう。）第 60 条 の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事
 業所若しくは指定地域密着型サービス基準等条例第 62 条 第 1 項に
 規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若
 しくは指定地域密着型介護予防サービス等基準条例
横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設
備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の
ための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月
 横浜市 条例 第 79 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス等基
準条例」という。）第 6 条 第 1 項に規定する併設型指定介護予防

認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(第13項から第15項まで省略)

(準用)

第49条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条から第32条の3まで、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条までの規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第2号中「第16条第3項」とあるのは「第49条において準用する第37条第5項」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の3まで」とあるのは「第47条、第48条並びに第49条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条から第32条の3まで、第35条、第37条及び第39条から第42条まで」と読み替えるものとする。

横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条

例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（基本方針等）

第3条（第1項及び第2項省略）

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村（特別区を含む。横浜市以下同じ。）、地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

（第4項及び第5項省略）

（記録の整備）

第10条（第1項省略）

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

（第1号省略）

(2) 第16条 の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記
に規定する

録

- (3) 第18条第4項 の規定による 身体的拘束等の態様等の記録
に規定する
- (4) 第32条第2項 の規定による 苦情の内容等の記録
に規定する
- (5) 第34条第3項 の規定による 事故の状況及び事故に際して採った
処置についての記録
に規定する

(職員配置の基準)

第12条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(第5項から第12項まで省略)

(入所申込者等に対する説明等)

第13条 (第1項及び第2項省略)

- 3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

(第1号省略)

- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる其他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。
。)をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

(第4項から第7項まで省略)

(協力医療機関等)

第28条 (第1項省略)

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関で

ある場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない

。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7 (本文省略)

(揭示等)
(揭示)

第29条 (第1項及び第2項省略)

3 軽費老人ホームは、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

(地域との連携等)

第33条 (第1項省略)

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
横浜市が派遣する
横浜市が実施する

(電磁的記録等)

第35条 軽費老人ホームは、作成、交付、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの

又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（第2項省略）

附 則

（第1項から第4項まで省略）

- 5 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、横浜市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

（第6項から第15項まで省略）

- 16 附則第12項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（第17項から第30項まで省略）

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の
基準に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(管理者)

第 7 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 9 条 (第 1 項省略)

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(第 1 号省略)

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 257 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(第 3 項から第 6 項まで省略)

(指 定 訪 問 介 護 の 具 体 的 取 扱 方 針)

第 24 条 訪 問 介 護 員 等 の 行 う 指 定 訪 問 介 護 の 方 針 は、 次 に 掲 げ る と
こ ろ に よ る も の と す る。

(第 1 号 及 び 第 2 号 省 略)

(3) 指 定 訪 問 介 護 の 提 供 に 当 た っ て は、 当 該 利 用 者 又 は 他 の 利 用
者 等 の 生 命 又 は 身 体 を 保 護 す る た め 緊 急 や む を 得 な い 場 合 を 除
き、 身 体 的 拘 束 そ の 他 利 用 者 の 行 動 を 制 限 す る 行 為 (以 下 「 身
体 的 拘 束 等 」 と い う 。) を 行 っ て は な ら ない。

(4) 身 体 的 拘 束 等 を 行 う 場 合 に は、 そ の 態 様 及 び 時 間、 そ の 際 の
利 用 者 の 心 身 の 状 況 並 び に 緊 急 や む を 得 な い 理 由 (以 下 「 身 体
的 拘 束 等 の 態 様 等 」 と い う 。) を 記 録 し な け れ ば な ら ない。

(5) 身 体 的 拘 束 等 を 行 う 場 合 に は、 事 前 に、 当 該 利 用 者 又 は そ の
家 族 に、 身 体 的 拘 束 等 の 態 様 等 を 説 明 し な け れ ば な ら ない。 た
だ し、 や む を 得 な い 事 情 に よ り 事 前 に 当 該 説 明 を す る こ と が 困
難 な 場 合 は、 こ の 限 り で ない。

(6) 前 号 た だ し 書 の 規 定 に よ り 事 前 に 説 明 を 行 わ な か っ た 場 合 に
は、 当 該 身 体 的 拘 束 等 を 行 っ た 後 速 や か に、 当 該 利 用 者 又 は そ
の 家 族 に、 身 体 的 拘 束 等 の 態 様 等 を 説 明 し な け れ ば な ら ない。

(7) (本 文 省 略)

(3)

(8) (本 文 省 略)

(4)

(掲 示 等)
(掲 示)

第 34 条 (第 1 項 及 び 第 2 項 省 略)

3 指 定 訪 問 介 護 事 業 者 は、 原 則 と し て、 第 1 項 に 規 定 す る 重 要 事
項 を、 市 長 が 定 め る と こ ろ に よ り、 イン ター ネット を 利 用 す る 方
法 に よ り 周 知 し な け れ ば な ら ない。

(記録の整備)

第42条 (第1項省略)

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第3号から第6号までの記録についてはその完結の日から2年間、第2号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号省略)

(2) 第20条第2項 の規定による 提供した具体的な指定訪問介護の内容等の記録

(3) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(4) 第27条 の規定による 市町村への通知に係る記録

(5) 第38条第2項 の規定による 苦情の内容等の記録

(6) 第40条第2項 の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第45条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第49条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第1号及び第2号省略)

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(7)
(3) (本文省略)

(8)
(4) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該指定訪問入浴介護の提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

(5) 前号に規定する者のうち1人を当該指定訪問入浴介護の提供の責任者とする。

(9)
(6) (本文省略)

(記録の整備)

第53条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計

に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその
完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 前条第1項
次条において準用する第32条第1項に規定する従業者の勤務
の体制についての記録

(第2号省略)

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護
の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第3号から
第5号までの記録についてはその完結の日から $\frac{2}{5}$ 年間、第2号か
ら第4号までの記録についてはその完結の日から $\frac{5}{2}$ 年間保存しな
なければならない。

- (1) 第49条第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

- $\frac{(2)}{(1)}$ 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具
に規定する
体的な指定訪問入浴介護の内容等の記録

- $\frac{(3)}{(2)}$ 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に
に規定する
係る記録

- $\frac{(4)}{(3)}$ 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容
に規定する
等の記録

- $\frac{(5)}{(4)}$ 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況
に規定する
及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第57条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに
専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。
ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、
当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷
地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるも

のとする。

(第 2 項及び第 3 項省略)

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第 63 条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(7)
(3) (本文省略)

(8)
(4) (本文省略)

(9)
(5) (本文省略)

(記録の整備)

第 69 条 (第 1 項省略)

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号から第 3 号まで及び第 5

号から第8号までの記録についてはその完結の日から2年間、第
号から第7号
5号
4号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(3) 第63条第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(4)
(3) (本文省略)

(5)
(4) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具
体的な指定訪問看護の内容等の記録

(6)
(5) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に
係る記録

(7)
(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容
等の記録

(8)
(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況
及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第72条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定
訪問リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事
業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ご
とに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(第1号省略)

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士
等」という。） 1以上

(第2項省略)

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定に
より法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老

人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

$\frac{4}{3}$ 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第70条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第71条第1項 から第3項まで に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項、第1項 に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第76条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

（第1号及び第2号省略）

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを

得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しななければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(7) (本文省略)

(8) (本文省略)

(9) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第 1 項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第 128 条第 1 項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第 8 条第 24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。第 237 条第 2 号及び第 253 条第 2 号において同じ。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以

下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第77条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該理学療法士等医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該指定訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問リハビリテーションの内容等を記載した計画(以下「訪問リハビリテーション計画」という。)を作成しなければならない。

(第2項省略)

3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5
4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を当該利用者に交付しなければならない。

6
5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第124条第1項に規定する指定通所リハビリテーシ

ョン事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性とれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第128条第1項から第5項まで(第4項)までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第79条 (第1項省略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号、第2号及び第4号から第6号(及び第3号から第5号)までの記録についてはその完結の日から2年間、第3号(第2号)の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号省略)

(2) 第76条第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(3)
(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具
体的な指定訪問リハビリテーションの内容等の記録

(4)
(3) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に
係る記録

(5)
(4) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容
等の記録

(6)
(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況
に規定する

及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第80条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第51条及び第60条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第78条」と、第14条中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第86条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第1号から第3号まで省略)

- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (5) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (6) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (7) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(8)
(4) (本文省略)

(9)
(5) (本文省略)

(10)
(6) (本文省略)

(11)
(7) (本文省略)

- 2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(7)
(3) (本文省略)

(8)
(4) (本文省略)

(9)
(5) (本文省略)

(10)
(6) (本文省略)

(11)
(7) (本文省略)

- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針

は、次に掲げるところによるものとする。

(第1号及び第2号省略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(7)
(3) (本文省略)

(8)
(4) (本文省略)

(記録の整備)

第88条 (第1項省略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第3号から第5号までの記録についてはその完結の日から2年間、5年間、第2号から第4号までの記録についてはその完結の日から5年間、2年間保存しなければならない。

(1) 第86条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(2)
(1) 次条において準用する第20条第2項 の規定による 提供した具
体的な指定居宅療養管理指導の内容等の記録

(3)
(2) 次条において準用する第27条 の規定による 市町村への通知に
係る記録

(4)
(3) 次条において準用する第38条第2項 の規定による 苦情の内容
等の記録

(5)
(4) 次条において準用する第40条第2項 の規定による 事故の状況
及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第92条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らそ
の職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし
、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所
介護事業所の他の職務に従事し、又は 同一敷地内にある 他の事業
所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第96条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとし
る。

(第1号及び第2号省略)

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用
者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除
き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録
しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその
家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。た

だし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(7)
(3) (本文省略)

(8)
(4) (本文省略)

(9)
(5) (本文省略)

(記録の整備)

第 103 条 (第 1 項省略)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号 から第 3 号まで、第 5 号及び第 3 号から第 5 号まで 及び第 6 号 の記録についてはその完結の日から 2 年間、第 4 号 第 2 号 の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号省略)

(2) 第 96 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(3) 前条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(4)
(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項 の規定による 提供した具 に規定する
体的な指定通所介護の内容等の記録

(5)
(3) 次条において準用する第 27 条 の規定による 市町村への通知に に規定する
係る記録

(6)
(4) 次条において準用する第 38 条第 2 項 の規定による 苦情の内容 に規定する
等の記録

- (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処
置についての記録
(準用)

第107条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第51条、第90条、第92条及び第93条第4項並びに前節(第104条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第98条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第93条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第96条第2号、第97条第5項、第99条第2項から第4項まで並びに第102条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第103条第2項第4号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第5号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第

38 条第 2 項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第 124 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 指定通所リハビリテーション事業所が法第 72 条第 1 項の規定により法第 41 条第 1 項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第 2 条又は介護医療院基準第 4 条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

$\frac{6}{5}$ 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第 105 条第 1 項から第 5 項第 4 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第 127 条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(7) (本文省略)
(3)

(8) (本文省略)
(4)

(9) (本文省略)
(5)

(通所リハビリテーション計画の作成)

第128条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーション従業者
ハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者

(以下「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定通所リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所リハビリテーションの内容等を記載した計画(以下「通所リハビリテーション計画」という。)を作成しなければならない。

(第2項省略)

3 医師等の従業者
通所リハビリテーション従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関

から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計
4 通所リハビリテーション従業者画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を当該利用者に交付しなければならない。

6 (本文省略)
5

7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーシ
6 ョン事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議
(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病
状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を
構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテー
ションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供
内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成
した場合については、第77条第1項から第5項
第4項までに規定する運
営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第5項
第4項までに
規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第132条 (第1項省略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通
所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、
第1号、第2号及び第4号から第6号
及び第3号から第5号までの記録についてはその
完結の日から2年間、第3号
第2号の記録についてはその完結の日から
5年間保存しなければならない。

(第1号省略)

(2) 第127条第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(3) 次条において準用する第20条第2項 の規定による 提供した具
(2) 体的な指定通所リハビリテーションの内容等の記録

(4) 次条において準用する第27条 の規定による 市町村への通知に
(3) 係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項 の規定による 苦情の内容
(4) 等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項 の規定による 事故の状況
(5) 及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第136条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第142条 (第1項から第3項まで省略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には

身体的拘束等の態様等
、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急や
むを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記
録しなければならない。

（第 6 項及び第 7 項省略）

8 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図る
ため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレ
ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3
月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員
その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のた
めの研修を定期的実施すること。

$\frac{9}{8}$ （本文省略）

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽
減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第 153 条の 2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所
生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上
その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定
短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービ
スの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための
委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし
る。）を定期的開催しなければならない。

（記録の整備）

第 156 条 （第 1 項省略）

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号から第3号まで、第5号及び第6号の記録についてはその完結の日から2年間、第4号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号省略)

- (2) 第142条第5項~~の規定による~~
に規定する身体的拘束等の態様等の記録
- (3) 前条第3項~~の規定による~~
に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (4) 次条において準用する第20条第2項~~の規定による~~
に規定する提供した具体的な指定短期入所生活介護の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第27条~~の規定による~~
に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項~~の規定による~~
に規定する苦情の内容等の記録

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第163条 (第1項から第9項まで省略)

10 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のた

めの研修を定期的に実施すること。

$\frac{11}{10}$ (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第 168 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない

。

$\frac{6}{5}$ (本文省略)

(従業者の員数)

第 172 条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(第 1 号省略)

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)

附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法(以下「平成 18 年旧介護保険法」という。)第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介

護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

$\frac{(2)}{(3)}$ 療養病床（医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

$\frac{(3)}{(4)}$ 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を 1 人以上配置していること。

$\frac{(4)}{(5)}$ （本文省略）

（第 2 項省略）

第 173 条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

（第 1 号省略）

$\frac{(2)}{(2)}$ 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型

医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。）に関するものを除く。）を有することとする。

⁽²⁾/₍₃₎ 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）~~（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）~~ である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

⁽³⁾/₍₄₎ （本文省略）

⁽⁴⁾/₍₅₎ （本文省略）

2 前項第 2 号及び第 3 号
前項第 3 号及び第 4 号 に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、これらの号に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

（第 3 項省略）

（対象者等）

第 174 条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室 又は診療所
、診療所 の指定短期入所療養介護を提供する病室 ~~又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の~~

一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第 4 条第 2 項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第 176 条 (第 1 項から第 7 項まで省略)

8 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

$\frac{9}{8}$ (本文省略)

(定員の遵守)

第 184 条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(第 1 号省略)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数

及び療養病床^{に係る}~~又は老人性認知症疾患療養病棟に係る~~病室の定員
を超えることとなる利用者数

(第 3 号及び第 4 号省略)

(記録の整備)

第 185 条 (第 1 項省略)

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間、第 3 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号省略)

(2) 第 176 条第 5 項^{の規定による}~~に規定する~~身体的拘束等の態様等の記録

(3) 次条において準用する第 20 条第 2 項^{の規定による}~~に規定する~~提供した具
体的な指定短期入所療養介護の内容等の記録

(4) 次条において準用する第 27 条^{の規定による}~~に規定する~~市町村への通知に
係る記録

(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項^{の規定による}~~に規定する~~苦情の内容
等の記録

(6) 次条において準用する第 155 条第 3 項^{の規定による}~~に規定する~~事故の状
況及び事故に際して採った処置についての記録

第 189 条 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の
事業を行う者 (以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。) の設備に関する基準は、法次に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備 (のとお)

ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

(2) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

2 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

$\frac{3}{2}$ ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第 174 条第 1 項及び第 2 項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第 172 条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第 174 条第 1 項及び第 2 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているもの
前項

とみなすことができる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第 191 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、指定短期入所療養介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(第 6 項から第 9 項まで省略)

10 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

$\frac{11}{10}$ (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第 196 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない

。

$\frac{6}{5}$ (本文省略)

(従業員の員数)

第200条（第1項から第8項まで省略）

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第219条において準用する第153条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及び介護サービスの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

（管理者）

第201条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。た

だし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(口腔衛生の管理)

第 210 条の 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(協力医療機関等)

第 216 条 (第 1 項省略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 利用者の病状が急変した場合等において、協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

らない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

$\frac{7}{2}$ （本文省略）

（記録の整備）

第 218 条 （第 1 項省略）

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号及び第 3 号から第 7 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間、第 2 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号省略)

- (2) 第 206 条第 2 項 の規定による 提供した具体的な指定特定施設
に規定する
入居者生活介護の内容等の記録
- (3) 第 208 条第 5 項 の規定による 身体的拘束等の態様等の記録
に規定する
- (4) 第 215 条第 3 項 の規定による 結果等の記録
に規定する
- (5) 次条において準用する第 27 条 の規定による 市町村への通知に
に規定する
係る記録
- (6) 次条において準用する第 38 条第 2 項 の規定による 苦情の内容
に規定する
等の記録
- (7) 次条において準用する第 40 条第 2 項 の規定による 事故の状況
に規定する
及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第 219 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、第 32 条の 2、第 34 条
から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、第 40 条から第 41 条まで、第 50
条、第 51 条、第 101 条、第 102 条、第 146 条及び第 153 条の 2 の
及び第 146 条
規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。
この場合において、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40
条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施
設従業者」と、第 50 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特
定施設従業者」と、第 102 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介
護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとす
る。

(管理者)

第 223 条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者
は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かな

なければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地
内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第229条 (第1項省略)

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号、第3号から第6号まで、第8号及び第9号の記録についてはその完結の日から2年間、第2号及び第7号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号省略)

- (2) 第226条第2項 の規定による 受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 前条第8項 の規定による 結果等の記録
- (4) 次条において準用する第27条 の規定による 市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項 の規定による 苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項 の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第206条第2項 の規定による 提供した具体的な基本サービスの内容等の記録
- (8) 次条において準用する第208条第5項 の規定による 身体的拘

束等の態様等の記録

- (9) 次条において準用する第215条第3項~~の規定による~~結果等の
に規定する
記録

(準用)

第230条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第50条、第51条、第101条、第102条、第204条、第206条から第209条まで、第210条の2、第212条、第213条及び第215条から第217条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第50条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第102条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第206条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第209条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第215条第1項及び第5項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに

」と読み替えるものとする。

(管理者)

第233条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第237条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第1号省略)

(2) 福祉用具及び法第8条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

(3) (本文省略)

(2)
(4) (本文省略)

(3)
(5) (本文省略)

(4)
(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(8) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(9) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(10)
(5) (本文省略)

(11)
(6) (本文省略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第 238 条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的な指定福祉用具貸与の内容、第 5 項内容等に規定するモニタリングを行う時期等を記載した計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、第 246 条に規定する指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第 254 条第 1 項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング

」という。)を行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月を経過するまでの間に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

$\frac{7}{5}$ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

$\frac{8}{6}$ (本文省略)

(揭示等及び目録の備付け)
揭示

第243条 (第1項及び第2項省略)

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

(記録の整備)

第244条 (第1項省略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号から第3号まで、第2号及び第及び第5号から第7号までの記録についてはその完結の日から24号から第6号年間、第4号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号省略)

(2) 第237条第7号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(3) 第242条第4項の規定による結果等の記録
(2) に規定する

(4) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具
(3) に規定する
体的な指定福祉用具貸与の内容等の記録

(5) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に
(4) に規定する
係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容
(5) に規定する
等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況
(6) に規定する
及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第248条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第253条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第1号省略)

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利

利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

(3) (本文省略)

(4) (本文省略)

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(8) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(9) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(10) (本文省略)

(特定福祉用具販売計画の作成)

第254条 (第1項から第4項まで省略)

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(記録の整備)

第255条 (第1項省略)

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第3号から~~第6号~~^{第5号}までの記録についてはその完結の日から2年間、第2号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号省略)

(2) 第250条~~の規定による~~^{の規定による}提供した具体的な特定福祉用具販売の内容等の記録

(3) 第253条第7号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(4) 次条において準用する第27条~~の規定による~~^{の規定による}市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項~~の規定による~~^{の規定による}苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項~~の規定による~~^{の規定による}事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第257条 指定居宅サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、

謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第12条第1項(第42条の4、第54条、第70条、第80条、第89条、第104条、第107条、第133条、第157条(第170条において準用する場合を含む。)、第170条の4、第186条(第198条において準用する場合を含む。)、第219条、第230条、第245条及び第256条において準用する場合を含む。))及び第206条第1項(第230条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(第2項省略)

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(抜粋)

(

上段	改正案
下段	現行

)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第7条 (第1項から第4項まで省略)

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(第 1 号から第 10 号まで省略)

(ii) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）
附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するも
のとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 48 条
第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定
介護療養型医療施設」という。）

⁽¹¹⁾
₍₁₂₎ (本文省略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サ
ービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の
処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介
護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問
介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事
することができる。

(第 7 項から第 12 項まで省略)

(管理者)

第 8 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定
期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従
事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期
巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は
、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務
に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従
事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 10 条 (第 1 項省略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者

又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（第 1 号省略）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 194 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

（第 3 項から第 6 項まで省略）

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）

第 25 条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（第 1 号から第 7 号まで省略）

- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っては

ならない。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体
的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

(10) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその
家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。た
だし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困
難な場合は、この限りでない。

(11) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合に
は、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はそ
の家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(12) (本文省略)

(13) (本文省略)

(9) (揭示等)
(揭示)

第 35 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として
、第 1 項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、イ
ンターネットを利用する方法により周知しなければならない。

(記録の整備)

第 43 条 (第 1 項省略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対
する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に
掲げる記録を整備し、第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号まで
第 8 号
の記録はその完結の日から 2 年間、第 3 号の記録はその完結の日
から 5 年間保存しなければならない。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 第21条第2項 の規定による 提供した具体的な指定定期巡回・
に規定する

随時対応型訪問介護看護の内容等の記録

- (4) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(5) (本文省略)

(4)

- (6) 第29条 の規定による 市町村への通知に係る記録
(5) に規定する

- (7) 第39条第2項 の規定による 苦情の内容等の記録
(6) に規定する

(8) (本文省略)

(7)

- (9) 第41条第2項 の規定による 事故の状況及び事故に際して採っ
(8) に規定する

た処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第48条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるい
れかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇
に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等
の職員をオペレーターとすることができる。

(第1号から第10号まで省略)

- (11) 指定介護療養型医療施設

(11) (本文省略)

(12)

(第5項から第7項まで省略)

(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介
護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけ
ればならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上
支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職

務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（第1号から第4号まで省略）

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。
- (7) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (8) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(9)
(5) (本文省略)

(10)
(6) (本文省略)

(11)
(7) (本文省略)

(記録の整備)

第59条 (第1項省略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号~~及~~
第2号及び第4号から第6号までの記録はその完結の日から2年
び第3号から第5号
間、第3号
第2号の記録はその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号省略)

(2) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(3)
(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具
に規定する
体的な指定夜間対応型訪問介護の内容等の記録

(4)
(3) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に
に規定する
係る記録

(5)
(4) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容
に規定する
等の記録

(6)
(5) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況
に規定する
及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他

の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第 60 条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(8) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(9)
(5) (本文省略)

(10)
(6) (本文省略)

(11)
(7) (本文省略)

(記録の整備)

第 60 条の 19 (第 1 項省略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号か

ら 第4号まで、第6号及び第7号の記録はその完結の日から2年間、第3号まで、第5号及び第6号
第5号の記録はその完結の日から5年間保存しなければならない。
第4号

(第1号省略)

(2) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(3) (本文省略)
(2)

(4) 前条第2項 の規定による 事故の状況及び事故に際して採った
(3) に規定する
処置についての記録

(5) 次条において準用する第21条第2項 の規定による 提供した具
(4) に規定する
体的な指定地域密着型通所介護の内容等の記録

(6) 次条において準用する第29条 の規定による 市町村への通知に
(5) に規定する
係る記録

(7) 次条において準用する第39条第2項 の規定による 苦情の内容
(6) に規定する
等の記録

(準用)

第60条の20の4 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、
第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、
第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4、第60条
の5第4項及び前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地
域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、
第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営
規程(第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項にお
いて同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者
」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者
(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第

33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第2項から第4項まで並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第5号中「第60条の19第2項第4号次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第6号中「同項第5号次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第7号中「同項第6号次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（第2項及び第3項省略）

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第1号及び第2号省略)

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(7) (本文省略)

(8) (本文省略)

(9) (本文省略)

(10) (本文省略)

(記録の整備)

第60条の37 (第1項省略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号から第3号まで及び第5号から第8号までの記録についてはその完結の日から24号から第7号年間、第4号第3号の記録についてはその完結の日から5年間保存しな

ければならない。

(第1号省略)

(2) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(3) (本文省略)

(4) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具
(3) 体的な指定療養通所介護の内容等の記録

(5) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に
(4) 係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容
(5) 等の記録

(7) (本文省略)

(8) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の
(7) 状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(第2項省略)

(利用定員等)

第66条 (第1項省略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス

、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（以下「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

（第2項省略）

（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（第1号から第4号まで省略）

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しななければならない。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しななければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(8) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しななければならない。

(9) (本文省略)

(10) (本文省略)

(11) (本文省略)

(記録の整備)

第 80 条 (第 1 項省略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までの記録はその完結の日から及び第 3 号から第 6 号 2 年間、第 3 号の記録はその完結の日から 5 年間保存しななければならない。

(第 1 号省略)

(2) 第 71 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(3) 次条において準用する第 21 条第 2 項の規定による提供した具
(2) に規定する
体的な指定認知症対応型通所介護の内容等の記録

(4) 次条において準用する第 29 条の規定による市町村への通知に
(3) に規定する
係る記録

$\frac{(5)}{(4)}$ 次条において準用する第 39 条第 2 項 の規定による 苦情の内容
 等の記録

$\frac{(6)}{(5)}$ (本文省略)

$\frac{(7)}{(6)}$ 次条において準用する第 60 条の 18 第 2 項 の規定による 事故の
 状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数等)

第 83 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 指定介護療養型医療施設 (医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有す 又は介護医療院 (以下この表において「事業所等」という。))	介護職員
(省 略)		

(第 7 項から第 13 項まで省略)

(管理者)

第 84 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能

型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は 他の事業所、施設等の職務 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

（第2項及び第3項省略）

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（第1号から第4号まで省略）

- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身身体的拘束等体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う

場合には、身体的拘束等の態様等
その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並
びに緊急やむを得ない理由（以下この条及び第 109 条第 2 項第
3 号において「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しな
ければならない。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正
化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テ
レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）
を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介
護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の
ための研修を定期的実施すること。

(8)
(7) (本文省略)

(9)
(8) (本文省略)

(10)
(9) (本文省略)

(11)
(10) (本文省略)

(利用者安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽
減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 108 条の 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小
規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービ
スの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るた
め、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安
全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方
策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこ

とができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第109条 (第1項省略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号から第3号まで及び第5号から第8号までの記録はその完結の日から2年間、第4号の記録はその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(3) 第93条第6号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
に規定する

(4) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(4) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具
(5) 体的な指定小規模多機能型居宅介護の内容等の記録
に規定する

(5) 次条において準用する第29条の規定による市町村への通知に
(6) 係る記録
に規定する

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容
(7) 等の記録
に規定する

(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況
(8) 及び事故に際して採った処置についての記録
に規定する

(8) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(管理者)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければなら

ない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は~~同一敷地内にある~~他の事業所、施設等~~若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所~~の職務に従事することができるものとする。

(第2項及び第3項省略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第119条 (第1項から第5項まで省略)

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、~~身体的拘束等の態様等~~~~その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下この条及び第129条第2項第3号において「身体的拘束等の態様等」という。)~~を記録しなければならない。

(第7項から第10項まで省略)

(管理者による管理)

第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。
ただし、~~これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により~~当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第127条 (第1項省略)

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

$\frac{7}{2}$ (本文省略)

$\frac{8}{3}$ (本文省略)

(記録の整備)

第 129 条 (第 1 項省略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号及び第 3 号から第 7 号までの記録はその完結の日から 2 年間、第 2 号の記録はその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号省略)

(2) 第 117 条第 2 項 の規定による提供した具体的な指定認知症対応型共同生活介護の内容等の記録

(3) 第 119 条第 6 項 の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(4) 次条において準用する第 29 条 の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 39 条第 2 項 の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 41 条第 2 項 の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(第 7 号省略)

(準 用)

第 130 条 第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 41 条から第 42 条まで、第 60 条の 11、第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで、第 100 条、第 103 条、第 104 条、第 106 条及び第 108 条の 2及び第 106 条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 124 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 7 章第 4 節」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 100 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

(従 業 者 の 員 数)

第 132 条 (第 1 項から第 6 項まで省略)

7 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(第 1 号省略)

(2) 病院 介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限

る。)

(2) (本文省略)
(3)

(第 8 項から第 10 項まで省略)

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第 2 号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第 151 条において準用する第 108 条の 2 に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及び介護サービスの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理 者)

第 133 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第 140 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等
その態様及び時間、その際の利用者の心身の
状況並びに緊急やむを得ない理由（以下この条及び第 150 条第 2
項第 3 号において「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

(第 6 項から第 9 項まで省略)

(勤務体制の確保等)

第 148 条 (第 1 項省略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

(第3項から第5項まで省略)

(協力医療機関等)

第149条 (第1項省略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 利用者の病状が急変した場合等において、協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応につい

て協議を行わなければならない。

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

$\frac{7}{2}$ (本文省略)

(記録の整備)

第 150 条 (第 1 項省略)

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号及び第 3 号から第 8 号までの記録はその完結の日から 2 年間、第 2 号の記録はその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号省略)

- (2) 第 138 条第 2 項 の規定による提供した具体的な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容等の記録
- (3) 第 140 条第 5 項 の規定による身体的拘束等の態様等の記録
- (4) 第 148 条第 3 項 の規定による結果等の記録
- (5) 次条において準用する第 29 条 の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第 39 条第 2 項 の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第 41 条第 2 項 の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(第8号省略)

(準用)

第151条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条及び第100条及び第108条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第153条 (第1項から第7項まで省略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(第1号及び第2号省略)

(3) 病院 栄養士 又は 管理栄養士 (病床数100以上の病院の若しくは)

場合に限る。) 又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設
の場合に限る。）

(第 4 号及び第 9 項から第 17 項まで省略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第 159 条 (第 1 項から第 6 項まで省略)

7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等
を行う場合には、身体的拘束等の態様等
その態様及び時間、その際の入居者の心身の状
況並びに緊急やむを得ない理由（以下この条、第 169 条第 5 号及
び第 178 条第 2 項第 3 号において「身体的拘束等の態様等」とい
う。）を記録しなければならない。

(第 8 項から第 11 項まで省略)

(緊急時等の対応)

第 167 条の 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、現
にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の
提供を行っているときに入居者の病状の急変が生じた場合その他
入所者の
必要な場合のため、あらかじめ、第 153 条第 1 項第 1 号に掲げる
医師及び第 174 条第 1 項に規定する協力医療機関の協力を得て、
当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等に
おける対応方法を定めておかなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及
び協力医療機関の協力を得て、1 年に 1 回以上、緊急時等におけ
る対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応
方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第 168 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は

、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

（第1号から第4号まで省略）

(5) 第159条第7項の規定による身体的拘束等の態様等の記録を身体的拘束等の態様等を記録すること。
行うこと。

(6) 第179条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(6) 第177条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採
(7) に規定する
った処置についての記録を行うこと。
記録する

(7) 第179条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

（勤務体制の確保等）

第171条 （第1項から第4項まで省略）

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 （本文省略）
5

（協力医療機関等）
（協力病院等）

- 第174条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めて件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関におかなければならない。あつては、病院に限る。以下この章において「協力医療機関」という。）を定めておかなければならない。この場合において、当該各号に掲げる要件の全てを満たすこととするために、複数の協力医療機関を定めることができる。
- (1) 入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - (3) 入居者の病状が急変した場合等において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協

定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

6
2 (本文省略)

(記録の整備)

第178条 (第1項省略)

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備するとともに、第1号及び第3号から第7号までの記録についてはその完結の日から2年間、第2号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号省略)

(2) 第157条第2項 の規定による提供した具体的な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容等の記録

(3) 第159条第7項 の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(4) 前条第3項 の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 次条において準用する第29条 の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項 の規定による苦情の内容等の記録

(第7号省略)

(準用)

第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで及び第10条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項まで
8条の2の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第180条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（法
第8条第23項第1号に規定するもの
行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。
。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第55条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第181条 (第1項から第6項まで省略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)

(4)
(5) (本文省略)

(第8項から第14項まで省略)

(管理者)

第182条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

(第2項及び第3項省略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第 187 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げる
ところによるものとする。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地
域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身
の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサー
ビス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせること
により、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に
療養上の管理の下で
通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能
訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を 妥当かつ適切
に行うものとする。

(第 2 号から第 5 号まで省略)

- (6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行
う場合には、身体的拘束等の態様等
その態様及び時間、その際の利用者の心身の状
況並びに緊急やむを得ない理由（以下この条及び第 191 条第 2
項第 4 号において「身体的拘束等の態様等」という。）を記録
しなければならない。
- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の
適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テ
レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）
を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看
護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。
- イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等
の適正化のための研修を定期的実施すること。

$\frac{(8)}{(7)}$ (本文省略)

$\frac{(9)}{(8)}$ (本文省略)

$\frac{(10)}{(9)}$ (本文省略)

$\frac{(11)}{(10)}$ (本文省略)

$\frac{(12)}{(11)}$ (本文省略)

$\frac{(13)}{(12)}$ (本文省略)

$\frac{(14)}{(13)}$ (本文省略)

(記録の整備)

第 191 条 (第 1 項省略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 10 号までの記録はその完結の日から 2 年間、第 6 号の記録はその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 第 187 条第 6 号 $\frac{\text{の規定による}}{\text{に規定する}}$ 身体的拘束等の態様等の記録

(第 5 号省略)

(6) 次条において準用する第 21 条第 2 項 $\frac{\text{の規定による}}{\text{に規定する}}$ 提供した具

体的な指定看護小規模多機能型居宅介護の内容等の記録

(7) 次条において準用する第 29 条 $\frac{\text{の規定による}}{\text{に規定する}}$ 市町村への通知に

係る記録

(8) 次条において準用する第 39 条第 2 項 $\frac{\text{の規定による}}{\text{に規定する}}$ 苦情の内容

等の記録

(9) 次条において準用する第 41 条第 2 項 $\frac{\text{の規定による}}{\text{に規定する}}$ 事故の状況

及び事故に際して採った処置についての記録

(第 10 号省略)

(準用)

第 192 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条から第 42 条まで、第 60 条の 11、第 60 条の 13、第 60 条の 17、第 88 条から第 91 条まで、第 94 条から第 96 条まで、第 98 条、第 99 条、第 101 条から第 106 条まで^一及第 108 条及び第 108 条の 2 の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 192 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 10 章第 4 節」と、第 60 条の 13 第 2 項から第 4 項までの規定中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護について」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第 88 条中「第 83 条第 12 項」とあるのは「第 181 条第 13 項」と、第 90 条及び第 98 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 108 条中「第 83 条第 6 項」とあるのは「第 181 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第194条 指定地域密着型サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第13条第1項（第60条、第60条の20、第60条の20の4、第60条の38、第81条、第110条、第130条、第151条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。）、第117条第1項、第138条第1項及び第157条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（第2項省略）

横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（

上段	改正案
下段	現行

）

（基本方針）

第3条 （第1項から第3項まで省略）

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人介

護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。）、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

（第5項及び第6項省略）

（介護支援専門員の員数）

第5条 （第1項省略）

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じて得た数を加えた数。次項において同じ。）が⁴⁴又はその端数を増すごとに1とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び

管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 (第1項及び第2項省略)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(第1号省略)

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合
(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (第1項省略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス等事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に

当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3. 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

- $\frac{5}{4}$ 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項^{第7項}で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(第 1 号省略)

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 33 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第 1 項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

$\frac{6}{5}$ (本文省略)

$\frac{7}{6}$ 第 5 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

$\frac{8}{7}$ 指定居宅介護支援事業者は、第 5 項の第 4 項の規定により第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第 5 項各号
第 4 項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(第 2 号省略)

$\frac{9}{8}$ (本文省略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第 16 条 指定居宅介護支援の方針は、第 3 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(第1号及び第2号省略)

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体的拘束等の態様等」という。)を記録しなければならない。

(2)の4 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(2)の5 前号ただし書の規定により事前の説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(第3号から第13号まで省略)

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス等事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔^{くわう}機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。
医師若しくは歯科医師

(14) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及び

その家族並びに指定居宅サービス等事業者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも 1 月に 1 回 、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも 2 月に 1 回は利用者の居宅を訪問して利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ (本文省略)

(第 15 号から第 25 号まで省略)

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定に

に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(第27号省略)

(掲示等)
(掲示)

第25条 (第1項及び第2項省略)

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

(記録の整備)

第32条 (第1項省略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び~~第2号~~^{第3号}の記録についてはその完結の日から5年間、~~第2号及び第4号から第3号から第5号~~^{第2号及び第4号から第6号}までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。

(第1号省略)

(2) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(3)
(2) (本文省略)

(4) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
(3) に規定する

(5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録
(4) に規定する

(6) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(5) に規定する

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条及び第16条第24号(被保険者証に係る部分に限る。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(第2項省略)

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(抜粋)

(

上段	改正案
下段	現行

)

(管理者)

第45条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 46 条の 2 (第 1 項省略)

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(第 1 号省略)

- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる其他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 247 条第 1 項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(第 3 項から第 6 項まで省略)

(掲示等)

(掲示)

第 50 条の 4 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、第 1 項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

(記録の整備)

第51条 (第1項省略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号の記録についてはその完結の日から5年間、第2号から第5号第4号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第46条の13第2項 の規定による 提供した具体的な指定介護予防訪問入浴介護の内容等の記録
- (2) 第47条の3 の規定による 市町村への通知に係る記録
- (3) 第50条の8第2項 の規定による 苦情の内容等の記録
- (4) 第50条の10第2項 の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第54条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体的拘束等の態様等」という。)を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(7) (本文省略)
(3)

(8) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の責任者とする。ただし、利用者の身体が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

(5) 前号に規定する者のうち1人を当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の責任者とする。

(9) (本文省略)
(6)

(管理者)

第57条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(第2項及び第3項省略)

(記録の整備)

第65条 (第1項省略)

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号の記録についてはその完結の日から5年間、第2号から第8号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第46条の13第2項~~の規定による~~提供した具体的な指定介護予防訪問看護の内容等の記録

(2) 次条において準用する第47条の3~~の規定による~~市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第50条の8第2項~~の規定による~~苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第50条の10第2項~~の規定による~~事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(第5号省略)

(6) 第68条第9号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(7) 第68条第15号
(6) 第68条第11号に規定する介護予防訪問看護報告書

(8)
(7) (本文省略)

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第68条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第55条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(第1号から第7号まで省略)

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は

他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(10) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(11) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(12)
(8) (本文省略)

(13)
(9) (本文省略)

(14)
(10) (本文省略)

(15)
(11) (本文省略)

(16)
(12) (本文省略)

(17)
(13) (本文省略)

(18)
(14) 第1号から第16号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

(19)
(15) 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで及
第9号及び第14号から前号までの規定にかかわらず、介護予防及び第10号から第14号
訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第69条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 前条第19号
前条第15号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

(従業者の員数)

第71条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(第1号省略)

- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (以下「理学療法士等」という。) 1以上

(第2項省略)

- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。第105条第5項において「介護老人保健施設基準」という。)第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。第105条第5項において「介護医療院基準」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

$\frac{4}{3}$ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第 72 条第 1 項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第 71 条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例 第 72 条第 1 項から第 3 項までに規定する人員 第 72 条第 1 項に規定する人員 に関する基準を満たすことをもって、前 3 項、第 1 項 に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（記録の整備）

第 75 条 （第 1 項省略）

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号の記録についてはその完結の日から 5 年間、第 2 号から 第 6 号 第 5 号 までの記録についてはその完結の日から 2 年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第 46 条の 13 第 2 項 の規定による に規定する 提供した具体的な指定介護予防訪問リハビリテーションの内容等の記録
- (2) 次条において準用する第 47 条の 3 の規定による に規定する 市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第 50 条の 8 第 2 項 の規定による に規定する 苦情の内容等の記録

- (4) 次条において準用する第50条の10第2項^{の規定による}事故の
に規定する
状況及び事故に際して採った処置についての記録

(第5号省略)

- (6) 第78条第11号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(準用)

第76条 第46条の2から第46条の7まで、第46条の9から第46条の13まで、第47条の2、第47条の3、第49条、第50条の2の2から第50条の5まで、第50条の7から第50条の11まで、第60条及び第64条の2の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は理学療法士等は言語聴覚士」と、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第74条」と、第46条の7中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第50条の3第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第64条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第78条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第70条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、
主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（次号に規定する介護

予防訪問リハビリテーション計画又は第 113 条第 2 号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第 5 条第 1 項に規定する担当職員及び同条第 2 項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第 8 条の 2 第 16 項に規定する指定介護予防サービス等をいう。第 233 条第 4 号及び第 245 条第 3 号において同じ。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的な指定介護予防訪問リハビリテーションの内容、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。）を作成するものとする。

（第 3 号省略）

- (4) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。
- (5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。
- (6) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を当該利用者に交付しなければならない。
- (7)
(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第 105 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第 113 条第 2 号から第 6 号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって

、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8)
(7) (本文省略)

(9)
(8) (本文省略)

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(12) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(13) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(14)
(9) (本文省略)

(15) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従った指定介護予防訪問リハビリテーションの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。

(16) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、(11) 理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づく指定介護予防訪問

リハビリテーションの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載した指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(17) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、
(12) 理学療法士等は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(18) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、
(13) 理学療法士等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

(19) 第 1 号から第 17 号までの規定は、前号に規定する介護予防訪
(14) 第 12 号問リハビリテーション計画の変更について準用する。

（記録の整備）

第 84 条 （第 1 項省略）

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号の記録についてはその完結の日から 5 年間、第 2 号から第 5 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間保存しなければならぬ。
第 4 号

(1) 次条において準用する第 46 条の 13 第 2 項の規定による提供し
に規定する
た具体的な指定介護予防居宅療養管理指導の内容等の記録

(2) 次条において準用する第 47 条の 3 の規定による市町村への通
に規定する

知に係る記録

- (3) 次条において準用する第 50 条の 8 第 2 項 の規定による 苦情の
内容等の記録
- (4) 次条において準用する第 50 条の 10 第 2 項 の規定による 事故の
状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 第 87 条第 1 項第 4 号、第 2 項第 4 号及び第 3 項第 4 号の規定
による身体的拘束等の態様等の記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第 87 条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の
方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利
用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ
を得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録
しなければならない。
- (5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその
家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。た
だし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困
難な場合は、この限りでない。
- (6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合に
は、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はそ
の家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。
- (7) 第 2 号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言
(3) 前号
については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよ

う努めなければならない。

(8)
(4) (本文省略)

(9)
(5) (本文省略)

(10)
(6) (本文省略)

(11)
(7) (本文省略)

- 2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(7)
(3) (本文省略)

(8)
(4) (本文省略)

(9)
(5) (本文省略)

(10)
(6) (本文省略)

(11)
(7) (本文省略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(6) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(7) (本文省略)

(8) (本文省略)

第 105 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第 115 条の 11 の規定により準用される法第 72 条第 1 項の規定により法第 53 条第 1 項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第 2 条又は介護医療院基準第 4 条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

6/5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第124条第1項から第5項まで第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第110条 (第1項省略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号の記録についてはその完結の日から5年間、第2号から第6号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第46条の13第2項の規定による提供した具体的な指定介護予防通所リハビリテーションの内容等の記録

(2) 次条において準用する第47条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第50条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第50条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(第5号省略)

(6) 第113条第11号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第113条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第104条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(第1号省略)

- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーション従業者
所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者 (以下この節において「医師等の従業者」とい
う。) は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定介護予防通所リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的な指定介護予防通所リハビリテーションの内容、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行う期間等を記載した計画 (以下「介護予防通所リハビリテーション計画」という。) を作成しなければならない。
- (3) 医師等の従業者
介護予防通所リハビリテーション従業者 は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 医師等の従業者
介護予防通所リハビリテーション従業者 は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。
- (5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション

計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(6) 医師等の従業者
(5) 介護予防通所リハビリテーション従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を当該利用者に交付しなければならない。

(7)
(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第78条第2号から第6号
第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8)
(7) （本文省略）

(9)
(8) （本文省略）

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない

。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しななければならない。

(12) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しななければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(13) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しななければならない。

(14) (本文省略)

(15) 医師等の従業者
(10) 介護予防通所リハビリテーション従業者 は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づく指定介護予防通所リハビリテーションの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供状況等について、当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載した指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(16) 医師等の従業者
(11) 介護予防通所リハビリテーション従業者 は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護

予防支援事業者に報告しなければならない。

(17) 医師等の従業者
(12) 介護予防通所リハビリテーション従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

(18) 第 1 号から 第 16 号
(13) 第 11 号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(管理者)

第 118 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第 124 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

(第 3 項及び第 4 項省略)

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正

化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（定員の遵守）

第 127 条 （第 1 項省略）

- 2 利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例 第 5 条 第 1 項 に規定する担当職員 及び同条第 2 項 第 5 条 に規定する介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第 128 条 の 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用

者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

（記録の整備）

第131条 （第1項省略）

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号、第2号及び第4号から第6号までの記録についてはその完結の日から2年間、第3号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第124条第2項 の規定による 身体的拘束等の態様等の記録
に規定する
- (2) 前条第3項 の規定による 事故の状況及び事故に際して採った
に規定する
処置についての記録
- (3) 次条において準用する第46条の13第2項 の規定による 提供し
に規定する
た具体的な指定介護予防短期入所生活介護の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第47条の3 の規定による 市町村への通
に規定する
知に係る記録
- (5) 次条において準用する第50条の8第2項 の規定による 苦情の
に規定する
内容等の記録

（第6号省略）

（準用）

第132条 第46条の3から第46条の7まで、第46条の9、第46条の10、第46条の13、第47条の2、第47条の3、第49条、第50条の2の2、第50条の4から 第50条の9まで（同条第2項を除く。）、
第50条の8まで

第50条の10の2、第50条の11、第108条の2及び第108条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第50条の2の2第2項、第50条の4第1項並びに第50条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第108条の2第2項から第4項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第147条 (第1項から第4項まで省略)

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、
ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければ
ならない。

$\frac{6}{5}$ (本文省略)

第156条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(第1号省略)

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)
附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するも
のとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18
年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指

定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

⁽²⁾/₍₃₎ 療養病床（医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

⁽³⁾/₍₄₎ 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を 1 人以上配置していること。

⁽⁴⁾/₍₅₎ （本文省略）

(第 2 項省略)

第 157 条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(第 1 号省略)

(2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。）に関するものを除く。）を有することとする。

(2)
(3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(3)
(4) (本文省略)

(4)
(5) (本文省略)

2 前項第 2 号及び第 3 号
前項第 3 号及び第 4 号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、これらの号に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

(第 3 項省略)

(対象者等)

第 158 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身

の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室 又は診療所、診療所
の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室 又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 4 条第 2 項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第 160 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（定員の遵守）

第 162 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介

護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(第 1 号省略)

- (2) 療養病床を有する病院~~又は~~診療所~~又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院~~である指定介護予防短期入所療養介護事業所~~にあっては、療養病床~~に~~係る~~又は老人性認知症疾患療養病棟に係る~~病床数及び療養病床~~に~~係る~~又は老人性認知症疾患療養病棟に係る~~病室の定員を超えることとなる利用者数~~

(第 3 号及び第 4 号省略)

(記録の整備)

第 163 条 (第 1 項省略)

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間、第 2 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 第 160 条第 2 項~~の規定による~~身体的拘束等の態様等の記録~~に規定する~~
- (2) 次条において準用する第 46 条の 13 第 2 項~~の規定による~~提供した具体的な指定介護予防短期入所療養介護の内容等の記録~~に規定する~~
- (3) 次条において準用する第 47 条の 3 ~~の規定による~~市町村への通知に係る記録~~に規定する~~
- (4) 次条において準用する第 50 条の 8 第 2 項~~の規定による~~苦情の内容等の記録~~に規定する~~
- (5) 次条において準用する第 130 条第 3 項~~の規定による~~事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録~~に規定する~~

(第6号省略)

(準用)

第164条 第46条の3から第46条の7まで、第46条の9、第46条の10、第46条の13、第47条の2、第47条の3、第49条、第50条の2の2、第50条の4、第50条の5、第50条の7 から第50条の9まで、第50条の8 (同条第2項を除く。)、第50条の10の2、第50条の11、第108条の2、第108条の4、第121条、第122条第2項及び第128条から第130条までの規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第50条の2の2第2項、第50条の4第1項並びに第50条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第108条の2第2項から第4項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121条第1項中「第126条」とあるのは「第161条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第174条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療

養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

(2) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

2 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

$\frac{3}{2}$ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第 189 条第 1 項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第 187 条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 189 条第 1 項及び第 2 項に規定する設備 第 189 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前 2 項 前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）

第 177 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、

ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

$\frac{6}{5}$ (本文省略)

(従業者の員数)

第 186 条 (第 1 項から第 8 項まで省略)

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第 2 号ア及び第 2 項第 2 号アの規定の適用については、これらの規定中「1 以上」とあるのは、「0.9 以上」とする。

(1) 第 200 条において準用する第 128 条の 2 に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及び介護サービスの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担

軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第187条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(口腔衛生の管理)

第193条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(協力医療機関等)

第197条 (第1項省略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 利用者の病状が急変した場合等において、協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた

利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 （本文省略）

2

（記録の整備）

第 199 条 (第 1 項省略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号及び第 3 号から第 7 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間、第 2 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号省略)

- (2) 第 192 条第 2 項 の規定による 提供した具体的な指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容等の記録
- (3) 第 194 条第 2 項 の規定による 身体的拘束等の態様等の記録
- (4) 第 196 条第 3 項 の規定による 結果等の記録
- (5) 次条において準用する第 47 条の 3 の規定による 市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第 50 条の 8 第 2 項 の規定による 苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第 50 条の 10 第 2 項 の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第 200 条 第 46 条の 5、第 46 条の 6、第 47 条の 2 から第 49 条まで、第 50 条の 2 の 2、第 50 条の 4 から 第 50 条の 8 まで、第 50 条の 10 から第 50 条の 11 まで (第 50 条の 9 第 2 項を除く。)、第 108 条の 4、第 128 条の 2 及び第 129 条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 48 条、第 50 条の 2 の 2 第 2 項、第 50 条の 4 第 1 項並びに第 50 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防特定施設従業

者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第211条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第216条 (第1項省略)

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号から第5号まで、第7号及び第8号の記録についてはその完結の日から2年間、第6号及び第9号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号省略)

- (2) 前条第8項 の規定による結果等の記録
に規定する
- (3) 次条において準用する第47条の3 の規定による市町村への通
知に係る記録
に規定する
- (4) 次条において準用する第50条の8第2項 の規定による苦情の
内容等の記録
に規定する
- (5) 次条において準用する第50条の10第2項 の規定による事故の
状況及び事故に際して採った処置についての記録
に規定する
- (6) 次条において準用する第192条第2項 の規定による提供した
に規定する

具体的な基本サービスの内容等の記録

- (7) 次条において準用する第 194 条第 2 項 の規定による 身体的拘束等の態様等の記録
- (8) 次条において準用する第 196 条第 3 項 の規定による 結果等の記録
- (9) 第 218 条第 2 項 の規定による 受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (準用)

第 217 条 第 46 条の 5、第 46 条の 6、第 47 条の 2 から第 49 条まで、第 50 条の 2 の 2、第 50 条の 4 から 第 50 条の 8 まで、第 50 条の 10 から第 50 条の 11 まで (第 50 条の 9 第 2 項を除く。) 第 193 条、第 194 条 及び第 196 条から第 198 条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 48 条、第 50 条の 2 の 2 第 2 項並びに第 50 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第 50 条の 4 第 1 項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第 50 条の 6 中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第 192 条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 196 条第 1 項及び第 5 項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第 3 項中「指定

介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(福祉用具専門相談員の員数)

第221条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

(第2項省略)

(管理者)

第222条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(掲示等及び目録の備付け)
掲示

第229条 (第1項及び第2項省略)

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

4
3 (本文省略)

(記録の整備)

第230条 (第1項省略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第3号から第7号までの記録についてはその完結の日から2年間、第2号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第228条第4項 の規定による 結果等の記録
に規定する
- (2) 次条において準用する第46条の13第2項 の規定による 提供し
に規定する
た具体的な指定介護予防福祉用具貸与の内容等の記録
- (3) 次条において準用する第47条の3 の規定による 市町村への通
に規定する
知に係る記録
- (4) 次条において準用する第50条の8第2項 の規定による 苦情の
に規定する
内容等の記録
- (5) 次条において準用する第50条の10第2項 の規定による 事故の
に規定する
状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 第233条第9号の規定による身体的拘束等の態様等の記録
- (7)
(6) (本文省略)

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第233条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第220条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(第1号から第3号まで省略)

- (4) 福祉用具及び法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防

福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

(5) (本文省略)

(4)

(6) (本文省略)

(5)

(7) (本文省略)

(6)

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者

又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録しなければならない。

(10) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(11) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(12) (本文省略)

(7)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第 234 条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて

、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的な指定介護予防福祉用具貸与の内容、指定介護予防福祉用具貸与の提供を行う期間、第5項に規定するモニタリングを行う期間等時期等を記載した計画（以下「介護予防福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第246条第1項に規定する指定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

（第2項から第4項まで省略）

- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づく指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月を経過するまでの間に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

（第6項から第8項まで省略）

（管理者）

- 第237条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第242条 (第1項省略)

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号の記録についてはその完結の日から5年間、第2号から第6号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第239条 の規定による 提供した具体的な指定特定介護予防福祉用具販売の内容等の記録
- (2) 次条において準用する第47条の3 の規定による 市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第50条の8第2項 の規定による 苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第50条の10第2項 の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 第245条第8号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(6)
(5) (本文省略)

(準用)

第243条 第46条の2から第46条の8まで、第46条の10から第46条の12まで、第47条の3、第49条、第50条の2の2、第50条の3、第50条の5から第50条の11まで、第108条の2第1項、第2項及び第4項、第225条から第227条まで並びに第229条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第46条の2第1項中「第50条」とあるのは「第243条において準用する第225条」と、同項、第50条の2の2第2項

、第50条の3第3項第1号及び第3号並びに第50条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第46条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第46条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第46条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第50条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第108条の2第2項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第225条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第226条第1項中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第227条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第229条第4項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものと

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第245条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第1号及び第2号省略)

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十

分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体
の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

(4)
(3) (本文省略)

(5)
(4) (本文省略)

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に
当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用
具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、
使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利
用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ
を得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録
しなければならない。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその
家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。た
だし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困
難な場合は、この限りでない。

(10) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合に
は、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はそ
の家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(11)
(5) (本文省略)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第246条 (第1項から第4項まで省略)

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(電磁的記録等)

第247条 指定介護予防サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第46条の5第1項(第66条、第76条、第85条、第111条、第132条(第149条において準用する場合を含む。))、第154条の4、第164条(第179条において準用する場合を含む。))、第200条、第217条、第231条及び第243条において準用する場合を含む。)及び第192条第1項(第217条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(第2項省略)

横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る

介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する
条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（管理者）

第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（第2項省略）

（利用定員等）

第10条 （第1項省略）

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）の運営（同条第7項及び第73条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を

有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

(第2項省略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第12条 (第1項省略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(第1号省略)

- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方

他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの

をいう。第93条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう

。)をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(第3項から第6項まで省略)

(揭示等)

(揭示)

第33条 (第1項及び第2項省略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

(記録の整備)

第41条 (第1項省略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号の記録はその完結の日から5年間、第2号から第7号
第6号までの記録はその完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第22条第2項の規定による提供した具体的な指定介護予防認知症対応型通所介護の内容等の記録

(2) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(3) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(4) 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(第5号及び第6号省略)

(7) 第 43 条第 11 号の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第 43 条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第 5 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(第 1 号から第 9 号まで省略)

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

(12) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(13) 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(14) (本文省略)

(15) (本文省略)

(16) (本文省略)

(17) (本文省略)

⁽¹⁸⁾
₍₁₄₎ 第 1 号から第 16 号
第 12 号 までの規定は、前号に規定する介護予防認
知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第 45 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関
する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置く
ほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従
業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規
模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務
に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業所に中 欄に掲げる施設等のいづれ かが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介 護事業所、指定地域密着型特 定施設、指定地域密着型介護 老人福祉施設、指定介護老人 福祉施設、介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設（ 医療法（昭和23年法律第205 号）第7条第2項第4号に規 定する療養病床を有する診療 所であるものに限る。）又は 介護医療院（以下この表にお いて「事業所等」という。）	介護職員
(省 略)		

(第 7 項から第 13 項まで省略)

(管理者)

第 46 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護
予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事す

る常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する
前条第 6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項
の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第 48 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第 56 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護予防・日常生活支援総合事業（第 1 号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

（第 2 項及び第 3 項省略）

（身体的拘束等の禁止）

第 54 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護

予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等
身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等
その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

$\frac{4}{3}$ （本文省略）

$\frac{5}{4}$ （本文省略）

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第65条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事

業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員
の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話
装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関
催しなければならない。

（記録の整備）

第66条 （第1項省略）

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対す
る指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げ
る記録を整備し、第1号 から第3号まで 及び 第5号 から第8号ま
で、第2号 第4号 から第8号ま
での記録はその完結の日から2年間、第4号 の記録はその完結の
日 第3号 から5年間保存しなければならない。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体
的な指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容等の記録
(3) 第54条第2項の規定による 身体的拘束等の態様等の記録
(4) に規定する
(4) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具
体的な指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、
要望、助言等の記録
(5) 次条において準用する第25条の規定による 市町村への通知に
(6) に規定する
係る記録
(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による 苦情の内容
(7) に規定する
等の記録
(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による 事故の状況
(8) に規定する
及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、
要望、助言等の記録

(管理者)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(第2項及び第3項省略)

(管理者による管理)

第81条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第85条 (第1項省略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させるこ

とができるように努めなければならない。

$\frac{7}{2}$ (本文省略)

$\frac{8}{3}$ (本文省略)

(記録の整備)

第87条 (第1項省略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第3号から第7号までの記録はその完結の日から2年間、第2号の記録はその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号省略)

(2) 第78条第2項 の規定による提供した具体的な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容等の記録

(3) 第80条第2項 の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(4) 次条において準用する第25条 の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項 の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項 の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(第7号省略)

(準用)

第88条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第33条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第38条の2、第39条、第40条(第5項を除く。)

、第57条、第60条、第61条、~~第63条及び第65条の2~~
~~及び第63条~~の規定は、指
定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。
この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程
」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と、同
項、第29条の2第2項、第33条第1項並びに第38条の2第1号及
び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは
「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5
章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護
について」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護につ
いて」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防
小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読
み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、作成、保存そ
の他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、
書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等
人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その
他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規
定されているもの又は想定されるもの(第15条第1項(第67条及
び第88条において準用する場合を含む。)及び第78条第1項並び
に次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当
該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知
覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつ
て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に
より行うことができる。

(第 2 項 省略)

横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の
方法等の基準に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(担当職員の員数)

第 5 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事
業所は、当該指定に係る事業所

(以下「指定介護予防支援事業所
」という。)ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当
たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を
有する職員 (以下「担当職員」という。)を置かなければならな
い。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当
該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提
供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

(管理者)

第 6 条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所 (以下
指定介護予防支援事業所
「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに常勤の管理者を置

かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者
前項に規定する

が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者で
なければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支
障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事
し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センタ

一の職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ③に規定する主任介護支援専門員をいう。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 （第1項省略）

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス等事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に

際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（第1号省略）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる其他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

（第5項から第8項まで省略）

（利用料等の受領）

第13条 （第1項省略）

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以

外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を文書により得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を当該利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ②に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

(第2号及び第3号省略)

- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章

(第33条第29号を除く。)の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示等)
(掲示)

第24条 (第1項及び第2項省略)

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項を、市長が定めるところにより、インターネットを利用する方法により周知しなければならない。

(記録の整備)

第31条 (第1項省略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第6号
第2号の記録についてはその完結の日から5年間、第2号
第3号から第5号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

(アからエまで省略)

オ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録
に規定する

(2) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス等事業者との

連絡調整に関する記録

(2) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
(3) に規定する

(3) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
(4) に規定する

(4) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採っ
(5) に規定する

た処置についての記録

(5) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様等の記録

(6) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス等事業者との
連絡調整に関する記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(第1号及び第2号省略)

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体的拘束等の態様等」という。)を記録しなければならない。

(2)の4 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。

(2)の5 前号ただし書の規定により事前の説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(第3号から第15号まで省略)

(16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家

族並びに指定介護予防サービス等事業者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも指定介護予防支援の提供を開始する月の翌月から起算して 3 月に 1 回 及び当該指定介護予防支援の評価期間が終了する月並びに当該利用者の状況に著しい変化があったときは、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する 2 期間に 1 回は利用者の居宅を訪問して面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができる。

⑦ テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

⑧ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリン

グでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 当該利用者の居宅を訪問しない月 (イただし書の規定により
イ りテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。

)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第105条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により当該利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により当該利用者との連絡を実施すること。

オ （本文省略）
ウ

（第17号から第28号まで省略）

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

（電磁的記録等）

第36条 指定介護予防支援事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を

含む。)及び第33条第26号(被保険者証に係る部分に限る。)(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(第2項省略)

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(抜粋)

(

上段	改正案
下段	現行

)

附 則

(第1項省略)

(虐待の防止の措置に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、第8条の規定による改正後の横浜市指定居宅サービス事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(以下「新指定居宅サービス基準条例」という。)第3条第3項(新指定介護老人福祉施設基準等条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項、第2条の規定による改正後の横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに並びに第11条の規定による改正後の横浜市指定介護予防サービス運営の基準に関する条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」の事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(以下「

新指定介護予防サービス基準条例」という。) 第 3 条第 3 項 (新第 3 条の規定による改正後の横浜市指定介護療養型医療施設の人指定介護予防サービス基準条例第 80 条第 1 項に規定する指定介護員、設備及び運営の基準に関する条例 (以下「新指定介護療養型予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。’) 及び第医療施設基準条例」という。) 第 3 条第 4 項及び第 39 条の 2、第 50 条の 10 の 2 (新指定介護予防サービス基準条例第 85 条において 4 条の規定による改正後の横浜市介護医療院の人員、施設及び設備準用する場合に限る。) の規定の適用については、これらの規定備並びに運営の基準に関する条例 (以下「新介護医療院基準条例中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と」という。) 第 3 条第 4 項、第 40 条の 2 (新介護医療院基準条例、新指定居宅サービス基準条例第 87 条及び新指定介護予防サービス基準条例第 83 条の規定の適用については、これらの規定中「、条の規定による改正後の横浜市養護老人ホームの設備及び運営の次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する基準に関する条例 (以下「新養護老人ホーム基準条例」という。する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事) 第 3 条第 4 項及び第 30 条の 2、第 6 条の規定による改正後の横浜項」とあるのは「重要事項 (虐待の防止のための措置に関する事浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。) 第 3 条第 5 項、第 32 条の 2 (新特別養護老人ホーム基準条例第 43 条及び第 49 条において準用する場合を含む。) 及び第 34 条第 3 項 (新特別養護老人ホーム基準条例第 49 条において準用する場合を含む。)、 第 7 条の規定による改正後の横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)) 第 3 条第 4 項、第 34 条の 2 (新軽費老人ホーム基準条例附則第 30 項において準用する場合を含む。) 及び附則第 6 項、第 8 条の規定による改正後の横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (以下「新指定居宅サービス基準条例」という。) 第 3 条第 3 項及び第 40 条の 2 (新指定居宅サービス基準条例第 42 条の 4、第 54 条、第 70 条、第 80 条、第 89 条、第 104 条、第 107 条、第 133 条、第 157 条 (新指定居宅サービス基準条例第 170 条において準用する場合を含む。))、 第 170 条の 4、

第186条（新指定居宅サービス基準条例第198条において準用する場合を含む。）、第219条、第230条、第245条及び第256条において準用する場合を含む。）、第9条の規定による改正後の横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（以下「新指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第3条第3項及び第41条の2（新指定地域密着型サービス基準等条例第60条、第60条の20、第60条の20の4、第60条の38、第81条、第110条、第130条、第151条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。）、第10条の規定による改正後の指定居宅介護支援基準条例（以下「新指定居宅介護支援基準条例」という。）第3条第5項及び第30条の2、第11条の規定による改正後の横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第50条の10の2（新指定介護予防サービス基準条例第66条、第76条、第85条、第111条、第132条（新指定介護予防サービス基準条例第149条において準用する場合を含む。）、第154条の4、第164条（新指定介護予防サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。）、第200条、第217条、第231条及び第243条において準用する場合を含む。）、第12条の規定による改正後の横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新指

定地域密着型介護予防サービス基準条例第 67 条及び第 88 条において準用する場合を含む。) 並びに第 13 条の規定による改正後の横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。) 第 3 条第 5 項(新指定介護予防支援等基準条例第 35 条において準用する場合を含む。) 及び第 29 条の 2(新指定介護予防支援等基準条例第 35 条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」と、新指定介護老人福祉施設基準等条例第 28 条及び第 51 条、新介護老人保健施設基準条例第 29 条及び第 51 条、新指定介護療養型医療施設基準条例第 28 条、新介護医療院基準条例第 29 条及び第 51 条、新養護老人ホーム基準条例第 8 条、新特別養護老人ホーム基準条例第 8 条及び第 35 条(新特別養護老人ホーム基準条例第 49 条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第 8 条(新軽費老人ホーム基準条例附則第 30 項において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス基準条例第 30 条(新指定居宅サービス基準条例第 42 条の 4 において準用する場合を含む。)、第 52 条、第 68 条、第 78 条、第 87 条、第 98 条(新指定居宅サービス基準条例第 107 条において準用する場合を含む。)、第 130 条、第 151 条(新指定居宅サービス基準条例第 170 条の 4 において準用する場合を含む。)、第 167 条、第 183 条、第 195 条、第 214 条、第 227 条及び第 239 条(新指定居宅サービス基準条例第 256 条において準用する場合を含む。)、新指定地域密着型サービス基準等条例第 32 条、第 56 条、第 60 条の 12(新指定地

域密着型サービス基準等条例第60条の20の4において準用する場合を含む。)、第60条の34、第74条、第101条(新指定地域密着型サービス基準等条例第192条において準用する場合を含む。)、第124条、第147条及び第170条、新指定居宅介護支援基準条例第21条、新指定介護予防サービス基準条例第50条、第64条、第74条、第83条、第108条、第126条(新指定介護予防サービス基準条例第154条の4において準用する場合を含む。)、第146条、第161条、第176条、第195条、第214条及び第225条(新指定介護予防サービス基準条例第243条において準用する場合を含む。)、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第28条、第58条及び第82条並びに新指定介護予防支援等基準条例第20条(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定居宅サービス基準条例第32条の2(新指定居宅サービス基準条例第89条において施設基準等条例第29条の2(新指定介護老人福祉施設基準等条例第54条において準用する場合に限る。))及び新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2(新指定介護予防サービス基準条例第85条において条例第30条の2(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合に限る。))の規定の適用については、新指定居宅サービス基準条例第32条の2第1項及び新指定介護予防サービス基準条例第29条の2、新介護医療院基準条例第30条の2(新介護医療院基準条例第50条の2の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講例第54条において準用する場合を含む。))、新養護老人ホーム基

ずるよう努めなければ」と、新指定居宅サービス基準条例第32条
準条例第24条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2（
の2第2項及び新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2
新特別養護老人ホーム基準条例第43条及び第49条において準用す
第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなけ
る場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第25条の2（新軽
れば」と、新指定居宅サービス基準条例第32条の2第3項及び新
費老人ホーム基準条例附則第30項において準用する場合を含む。
指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2第3項中「行う」
）、新指定居宅サービス基準条例第32条の2（新指定居宅サービ
ス基準条例第42条の4、第54条、第70条、第80条、第89条、第10
4条、第107条、第133条、第157条（新指定居宅サービス基準
条例第170条において準用する場合を含む。）、第170条の4、
第186条（新指定居宅サービス基準条例第198条において準用す
る場合を含む。）、第219条、第230条、第245条及び第256条
において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型サービス基
準等条例第33条の2（新指定地域密着型サービス基準等条例第60
条、第60条の20、第60条の20の4、第60条の38、第81条、第110
条、第130条、第151条、第179条及び第192条において準用す
る場合を含む。）、新指定居宅介護支援基準条例第22条の2、新
指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2（新指定介護予防
サービス基準条例第66条、第76条、第85条、第111条、第132条
（新指定介護予防サービス基準条例第149条において準用する場
合を含む。）、第154条の4、第164条（新指定介護予防サービ
ス基準条例第179条において準用する場合を含む。）、第200条
、第217条、第231条及び第243条において準用する場合を含む
。）、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2（
新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第67条及び第88条に
おいて準用する場合を含む。）及び新指定介護予防支援等基準条
例第21条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準

用する場合を含む。)の規定の適用については、新指定介護老人福祉施設基準等条例第29条の2第1項、新介護老人保健施設基準条例第30条の2第1項、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条の2第1項、新介護医療院基準条例第30条の2第1項、新養護老人ホーム基準条例第24条の2第1項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2第1項、新軽費老人ホーム基準条例第25条の2第1項、新指定居宅サービス基準条例第32条の2第1項、新指定地域密着型サービス基準等条例第33条の2第1項、新指定居宅介護支援基準条例第22条の2第1項、新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2第1項、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2第1項及び新指定介護予防支援等基準条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新指定介護老人福祉施設基準等条例第29条の2第2項、新介護老人保健施設基準条例第30条の2第2項、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条の2第2項、新介護医療院基準条例第30条の2第2項、新養護老人ホーム基準条例第24条の2第2項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2第2項、新軽費老人ホーム基準条例第25条の2第2項、新指定居宅サービス基準条例第32条の2第2項、新指定地域密着型サービス基準等条例第33条の2第2項、新指定居宅介護支援基準条例第22条の2第2項、新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2第2項、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2第2項及び新指定介護予防支援等基準条例第21条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新指定介護老人福祉施設基準等条例第29条の2第3項、新介護老人保健施設基

準条例第30条の2第3項、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条の2第3項、新介護医療院基準条例第30条の2第3項、新養護老人ホーム基準条例第24条の2第3項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2第3項、新軽費老人ホーム基準条例第25条の2第3項、新指定居宅サービス基準条例第32条の2第3項、新指定地域密着型サービス基準等条例第33条の2第3項、新指定居宅介護支援基準条例第22条の2第3項、新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2第3項、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2第3項及び新指定介護予防支援等基準条例第21条の2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(第4項から第12項まで省略)